

# 男性の家庭・地域社会における活躍について

- 1 男性の家事・育児参画
- 2 単身男性の増加
- 3 男性による家族介護の増加
- 4 男性の孤独感
- 5 主な論点
- 6 参考資料

令和4年4月19日  
内閣府男女共同参画局

令和3年11月29日 男女共同参画会議  
岸田文雄内閣総理大臣発言

（首相官邸HPより）



本日の男女共同参画会議では、女性版骨太の方針の策定に向けた議論を開始いたしました。有識者の皆様方におかれましては、それぞれ、数々の御意見を頂きました。御協力に感謝を申し上げます。

岸田内閣では、個性と多様性を尊重する社会を目指します。多様な声をあらゆる政策にいかし、全ての人が生きがいを感じられる社会をつくってまいりたいと思います。また、本日の説明にもありましたとおり、地方活性化、男女共同参画の推進、そして少子化対策、これらは密接に関連しており、若い女性の地方での定着を促し、全国各地で男女共同参画の好循環を生み出していく必要があります。こうした社会を実現する鍵として、4つの柱立てが示されました。

第1に、女性の経済的な自立です。新型コロナは女性の就業や生活に強い影響を及ぼしました。ひとり親等への支援に加えて、同一労働同一賃金の徹底など、男女間の賃金格差の解消に向けた構造的な対応を進めます。また、賃上げ促進税制の控除率の大胆な引上げ、人への投資の抜本的な強化、民間の賃上げに先んじた公的価格の見直しなど、分配戦略を強化し成長と分配の好循環による女性の所得向上を通じた新しい資本主義の実現に取り組んでまいります。

第2に、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現です。配偶者暴力への対策を抜本的に強化するとともに、性犯罪に関する刑法改正に向けた議論も進めてまいります。また、女性の健康上の課題を技術で解決する、いわゆるフェムテックの推進などにも力を入れてまいります。

**第3に、男性の活躍の場を家庭や地域社会にも広げてまいります。男性の育児休業取得を強力に推進するとともに、テレワークなど多様な働き方の定着を促進してまいります。**

第4に、第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けた取組です。政府としても、公共調達で女性に優しい企業を優遇するなど、女性の活躍を促進いたします。

来年6月をめどとする女性版骨太の方針の策定に向けて、引き続き議論を深めていただき、実効性のある具体策を取りまとめていただきたいと思いますと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

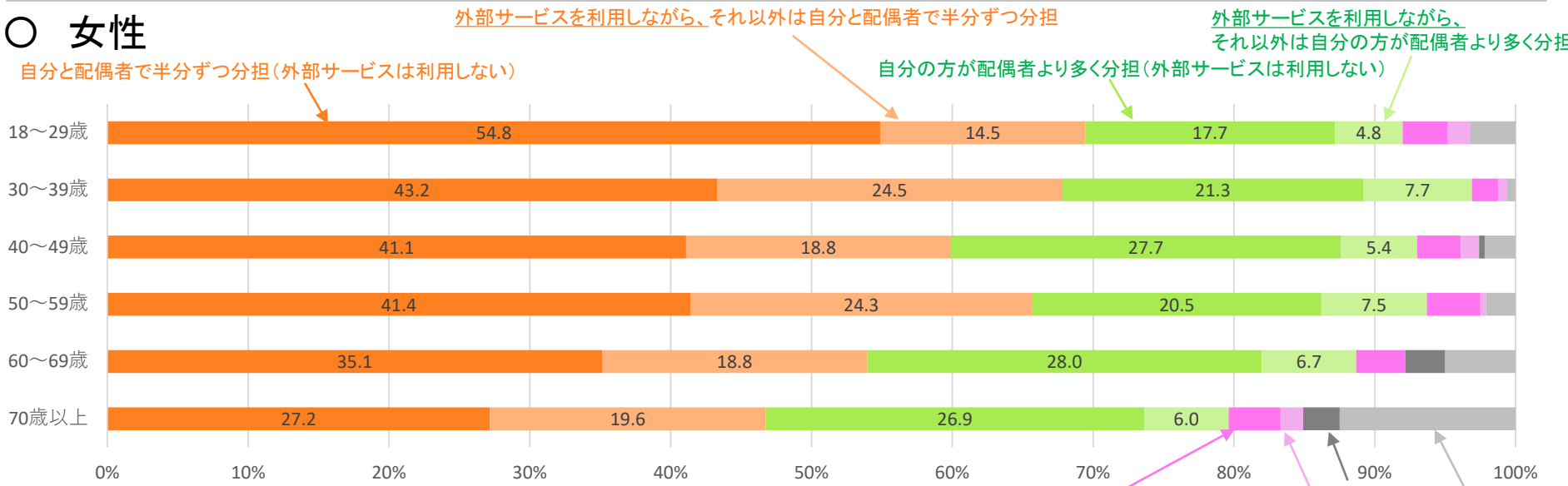
# 1 男性の家事・育児参画

---

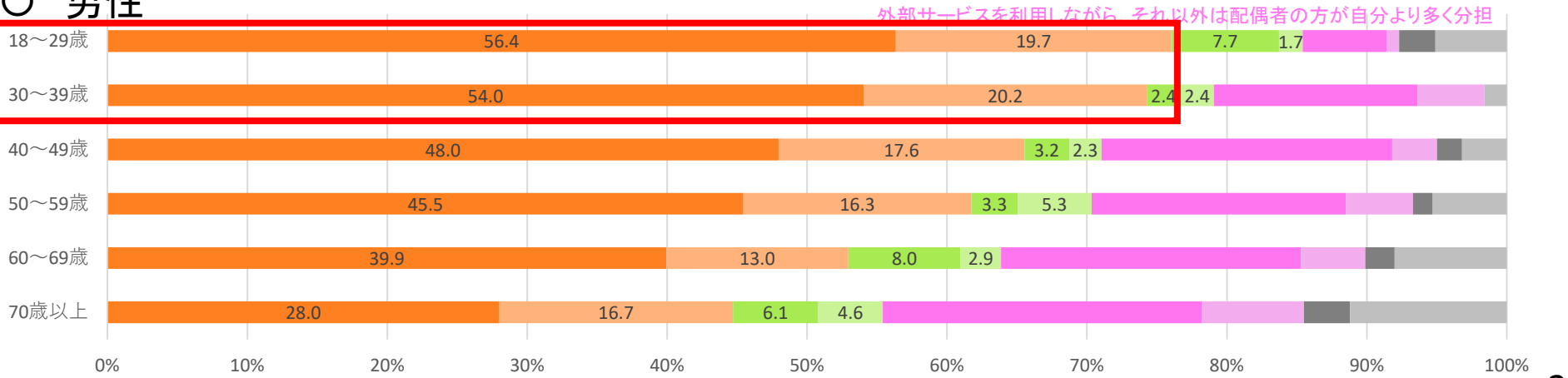
# 家事に関する配偶者との役割分担の希望（性別、年齢別）

- 男女とも、若い世代ほど、「家事を配偶者と半分ずつ分担したい」と希望する割合が高い傾向。
- 特に、20～30代男性の7割以上が妻と半々の分担を希望している。

## ○ 女性



## ○ 男性



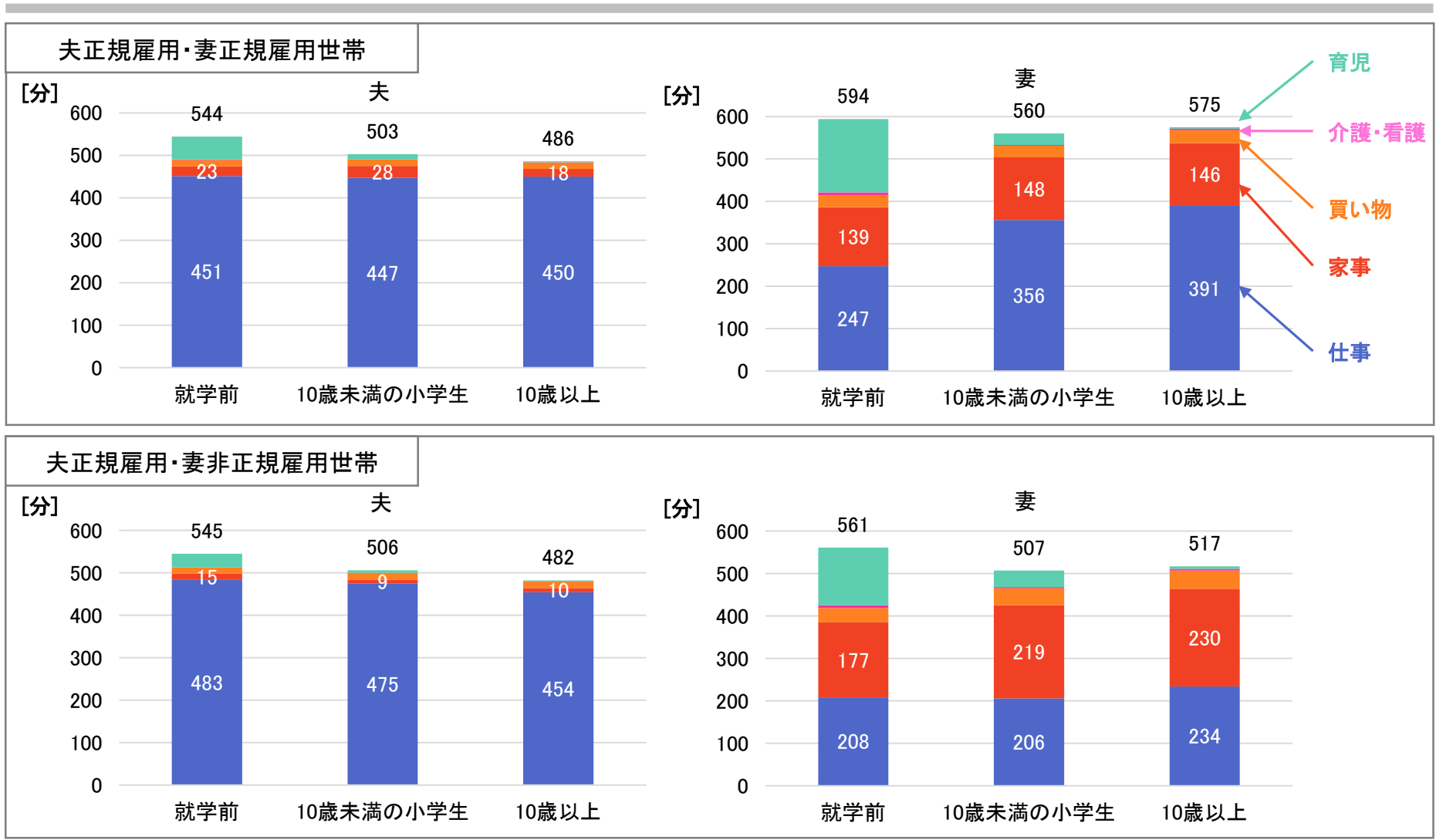
(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)より内閣府男女共同参画局作成。

2. 設問はQ9「あなたは、育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。あなたが育児、介護などをしている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、(ア)から(カ)の中からあなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。なお、配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください。(3) 育児・介護以外の家事についてはどうでしょうか。」

3

# 夫婦の仕事時間、家事・育児時間（末子の年齢別）／共働き世帯（2016年）

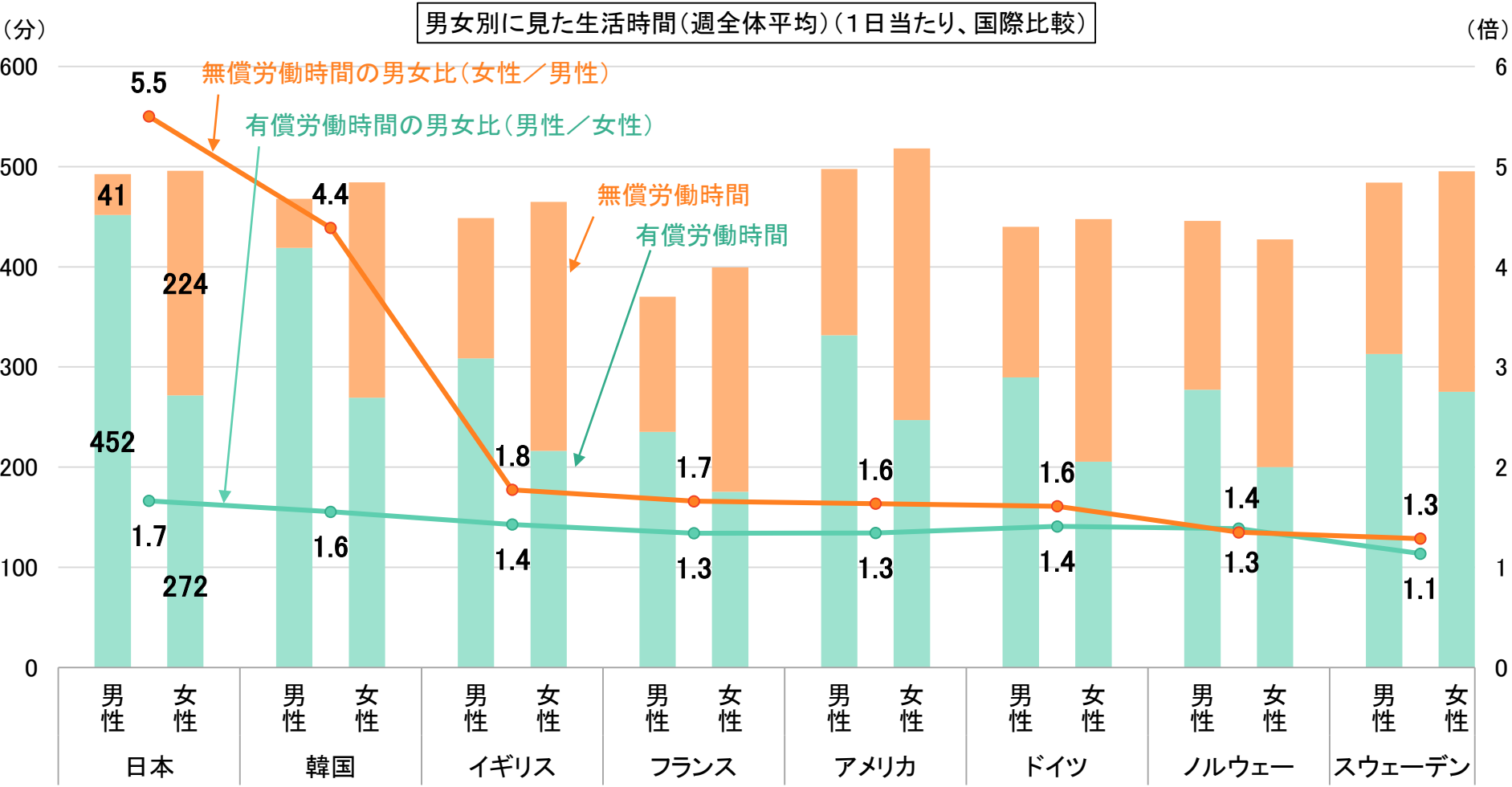
・ 共働き世帯について見ると、妻の雇用形態に関わらず、夫の家事・育児時間は妻に比べて短い。



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。  
2. 「家事・育児関連時間」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体平均）  
3. 非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。

# 生活時間の国際比較（男女別）

- ・有償労働時間の男女比を見ると、日本の男性は女性の1.7倍と、諸外国と比べて男女差が大きい。
- ・無償労働時間の男女比を見ると、日本の女性は男性の5.5倍と、諸外国と比べて男女差が大きい。



(備考) 1. OECD`Balancing paid work, unpaid work and leisure (2021)をもとに、内閣府男女共同参画局作成。  
2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。  
3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。  
4. 日本は2016年、韓国は2014年、イギリスは2014年、フランスは2009年、アメリカは2019年、ドイツは2012年、ノルウェーは2010年、スウェーデンは2010年の数値。

# 父親の育児参画を阻む身近な慣行についての主な意見①

## （「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」より）

- 「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」において、仕事と子育て等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む身近な慣行等について、事例を収集・分析。
- モニターを対象に個人オンライン調査を実施するとともに、2022年1月18日～28日、主に子育て中の方を対象に、「幼稚園・保育園・認定こども園」、「小学校・学童保育」、「習い事・課外教室」等の具体的な場面における子育て・家事の困りごと、それを乗り越える工夫等について、広く意見募集を実施。
- 父親の育児参画を阻む身近な慣行について寄せられた主な意見は、以下のとおり。

### 幼稚園・保育園 ・認定こども園等



- ・ 園が**母親にしか**連絡事項や子供の様子を伝えない。
- ・ 父親が送り迎えをしても、「**お母さんに伝えてください**」と言われる。
- ・ **おたよりの宛先が「お母さんへ」**となっている。
- ・ 緊急時の第一連絡先として父親の連絡先を登録しているが、母親に連絡が来る。
- ・ 園からの連絡は電話のみで、仕事中は対応できない。SNSやメールなどでの連絡を可能にしてほしい。
- ・ **保護者会が平日午後**に開催され、仕事との折り合いがつけづらい。
- ・ 保護者会には母親が参加する家庭が多く、**父親が参加しづらい**。
- ・ **バスの送迎は母親が対応する決まり**で、父親が対応するときは園に連絡が必要。
- ・ **父親の職場・上司が育児に理解がなく**、父親は仕事優先のため、送り迎えは母親が中心。

### 小学校・学童保育等

- ・ PTAや学校行事に参加するのは母親ばかり。
- ・ 父親が授業参観に行くことを当たり前の雰囲気にしてほしい。
- ・ **保護者会が平日に開催**され、父親の出席率が低いいため、**父親が行きづらい雰囲気**がある。
- ・ PTAは、会長のみ父親。活動は母親が中心。





# 父親の育児参画を阻む身近な慣行についての主な意見②

## (「仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等調査」より)

### 習い事・課外教室等

- ・ 野球チームでは、**父親はコーチ、母親はお茶の準備、道具の片付け、スコア付け**など、**父親と母親の役割に違い**がある。

### 地域・外出先



- ・ **男性用トイレにおむつ交換台やベビーチェアがない。**
- ・ 商業施設などのベビールーム（ミルクの準備や授乳、おむつの交換、休憩ができる場所）は、男性が入りにくい雰囲気。男性入室お断りのところもある。

### 家庭 (炊事、洗濯、掃除等)

- ・ 男性の家事・育児参画に対して、**職場・上司の理解が不十分**と感じる。
- ・ 男性の**育児休業制度が整備されているが、利用者が少ない。**
- ・ 男性が家事・育児のために帰宅することに、**理解のない同僚**がいる。
- ・ 父親が家事・育児をしていると、不甲斐ない母親とみられる。



### その他行事等

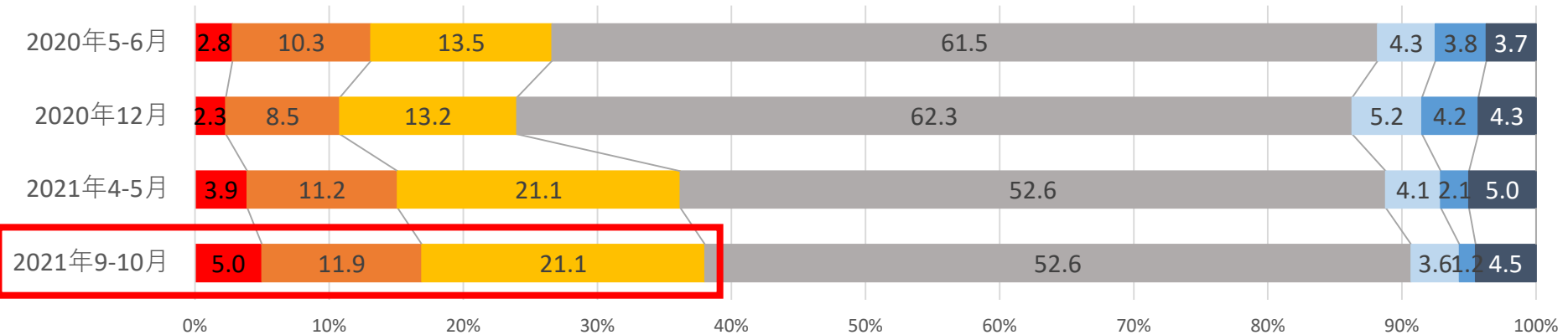
- ・ **自治体の乳幼児健診や子育てイベントが、母親の参加を念頭に置いており、**実際の参加者も母親がほとんど。  
配布される問診票やアンケートも、**育児は母親が行うことを前提にした設問**になっている。
- ・ **自治体の両親学級が平日に開催**され、父親が参加しづらい。
- ・ **保育所の入所申込み手続きをオンライン**にしてほしい。



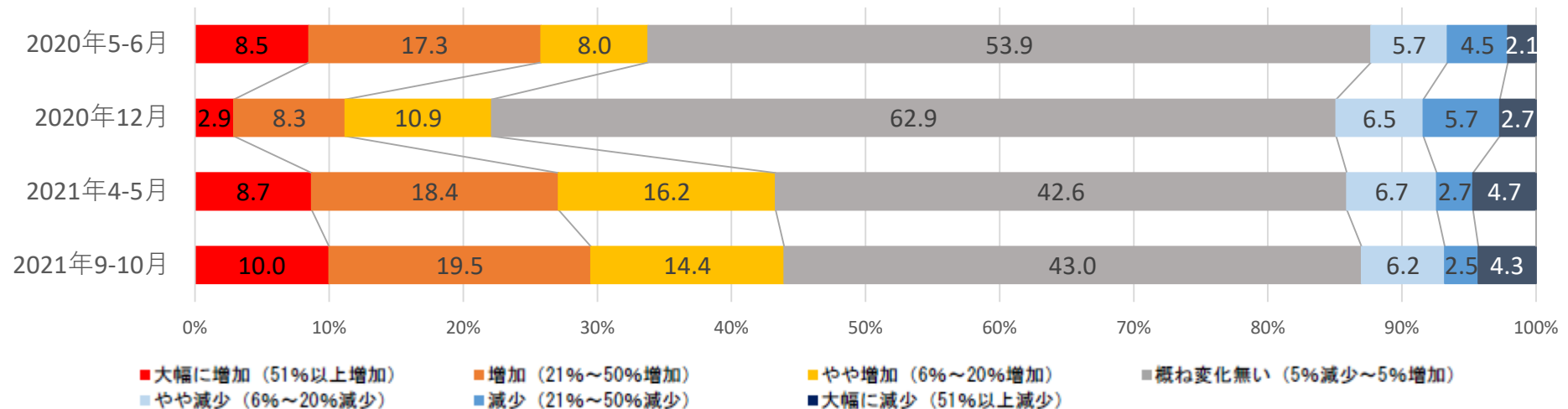
# コロナ下における家事・育児時間の変化（18歳未満の子を持つ親）

- 2021年9-10月の時点で、感染症拡大前と比べて家事・育児時間が「増加」したと回答した男性は38.0%となっている。なお、女性の増加幅の方が大きい。

< 男性 >



< 女性 >

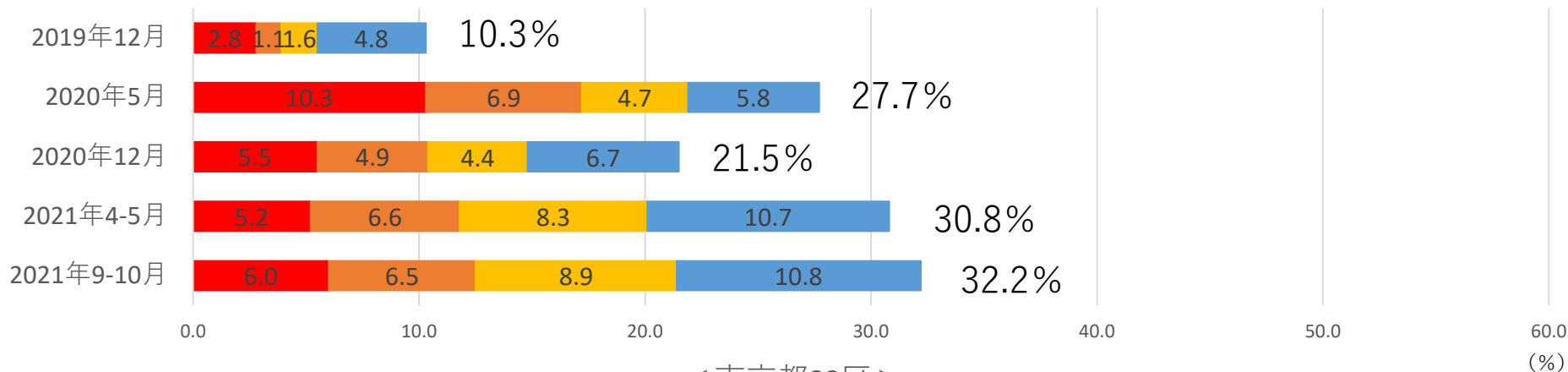


- (備考) 1. 内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。  
 2. 18歳未満の子を持つ親に対し、2019年12月（感染症拡大前）からの変化を質問。  
 3. 「増加」は、「大幅に増加」「増加」「やや増加」と回答した割合の合計。

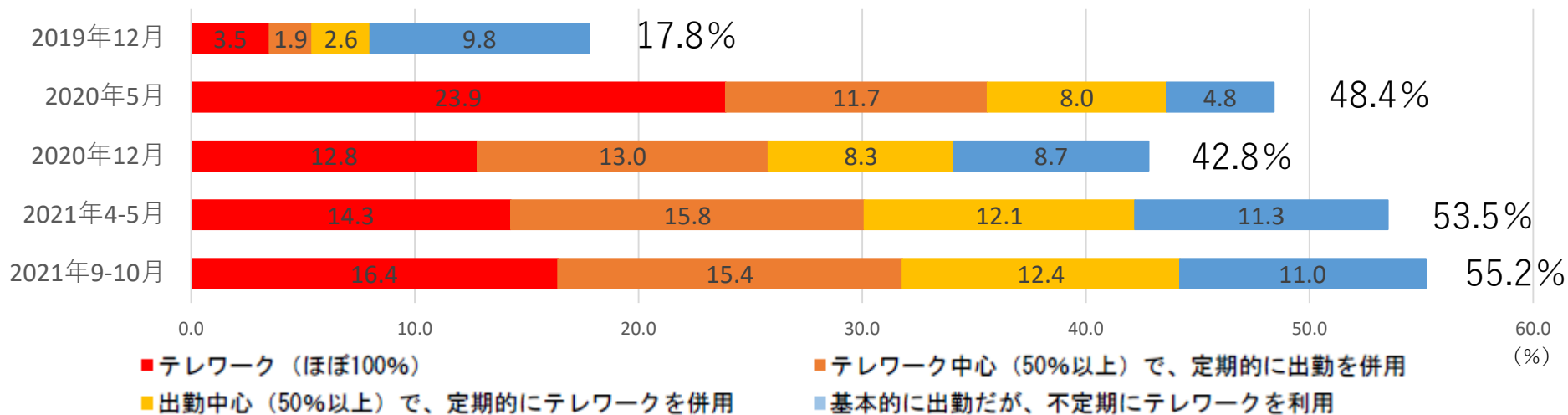
# コロナ下におけるテレワーク実施頻度の変化（就業者）

- 2021年9-10月の時点で、全国では、約32%の就業者がテレワークを活用している。
- 東京都23区に限ると、約55%が活用しており、「テレワーク（ほぼ100%）」が約16%、「テレワーク中心（50%以上）で、定期的に出勤を併用」（50%以上）で、定期的に出勤を併用」が約15%となっている。

## < 全国 >



## < 東京都23区 >

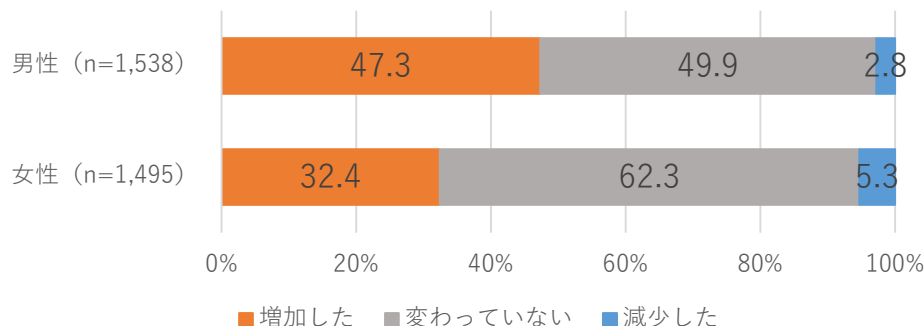


（備考）内閣府「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 平日の仕事以外に使える時間の増加とテレワーク

- 東京都の令和3年度調査によると、感染症拡大前に比べ、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間が「増加した」と答えた人は男性47.3%、女性32.4%となっている。テレワーク実施の有無別にみると、テレワークを行っている男女の6割以上が仕事以外に使える時間が「増加した」と回答している。

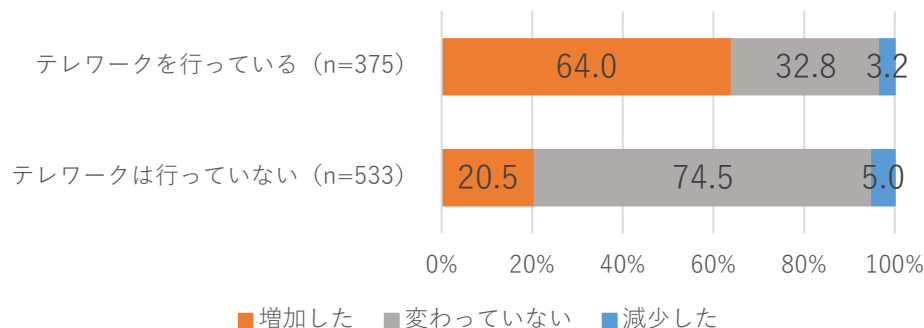
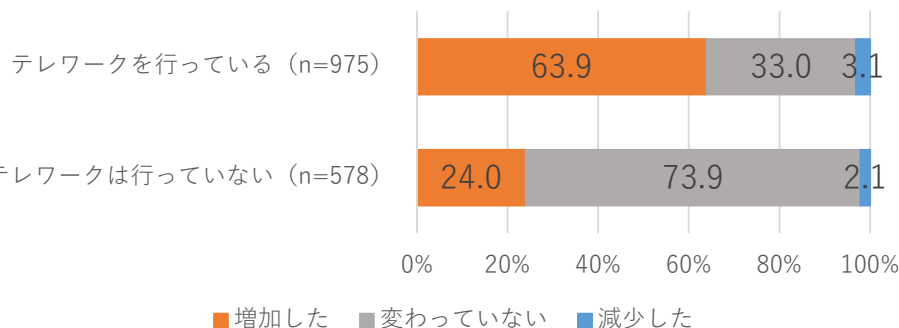
## 平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間の変化（性別）



## 平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間の変化（テレワーク実施の有無別）

< 男性 >

< 女性 >

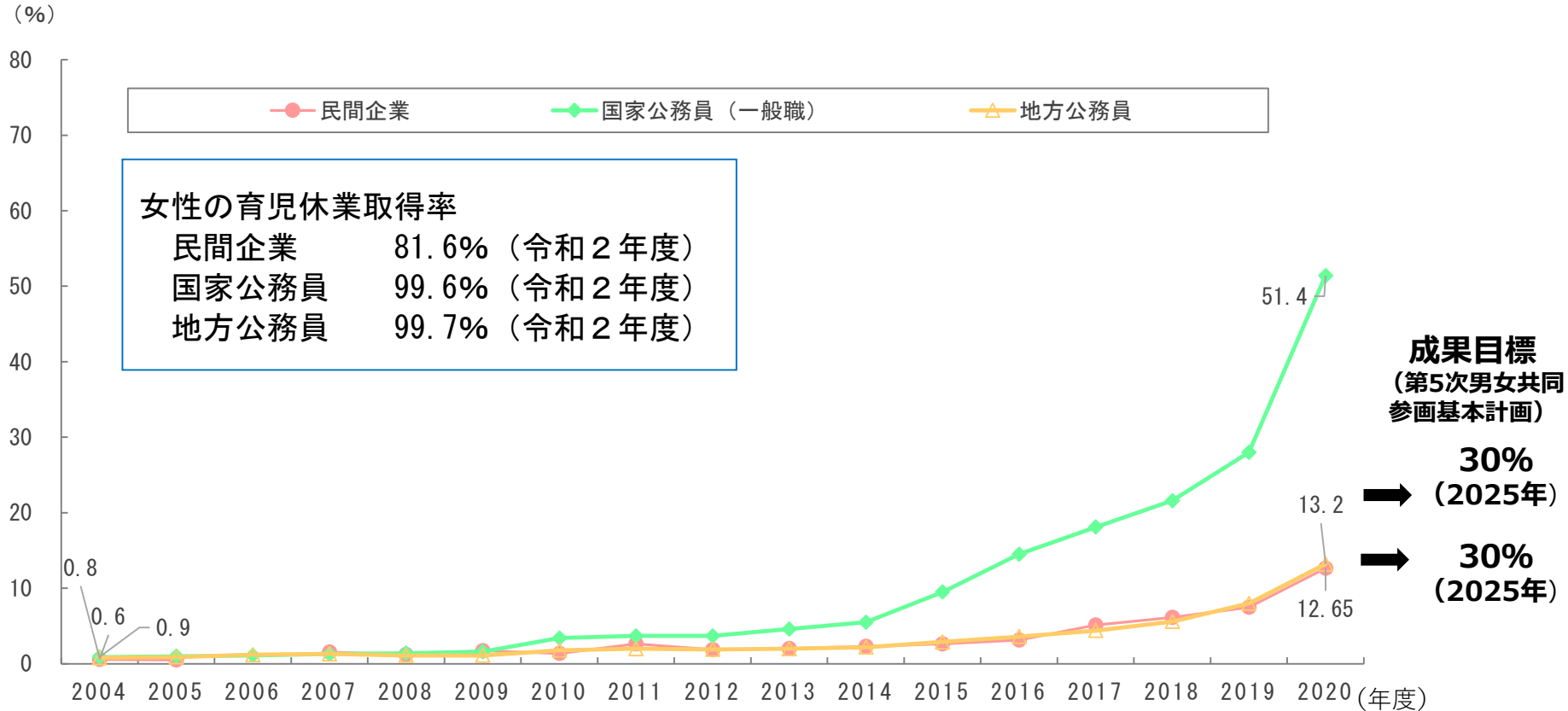


（備考）

1. 東京都「令和3年度男性の家事・育児参画状況実態調査報告書」より内閣府男女共同参画局作成。
2. 調査時期は、令和3年6月10日～令和3年6月18日。
3. 配偶者がいる者に新型コロナウイルス感染症拡大前と調査実施直近1か月を比べた、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間の変化を尋ねた。
4. 「増加した」は、「0～1時間程度増加した」「1～2時間程度増加した」「2～3時間程度増加した」「3～4時間程度増加した」「4時間以上増加した」の合計。  
「減少した」は、「0～1時間程度減少した」「1～2時間程度減少した」「2～3時間程度減少した」「3～4時間程度減少した」「4時間以上減少した」の合計。

# 男性の育児休業取得率の推移

- 近年、男性の育児休業取得率は上昇している。
- 令和2(2020)年度は、民間企業12.7%、国家公務員(一般職)51.4%、地方公務員が13.2%となっている。



(備考)

1. 国家公務員(一般職)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。  
なお、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まれていない。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)」より作成。
4. 国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

# 企業・行政における男性の育児休業等取得促進に向けた取組事例

- 「産後パパ育休」（出生時育児休業）の創設等を内容とする育児・介護休業法の改正を受け、企業や行政機関において、男性の育児休業等の取得促進に向けた取組が、より一層進んでいる。

## ＜清水建設株式会社における取組事例＞

- 法律が施行される1年前に、独自のパタニティ休業制度を導入。子の出生後8週間以内に最長4週間の有給休暇を2回に分けて取得可能。また、上職者との面談の実施をルール化し、組織として取得希望者をフォローする体制を構築。

## ＜株式会社おきなわフィナンシャルグループにおける取組事例＞

- 2022年4月から、株式会社沖縄銀行において、男性職員に対し、有給による1か月（28日間）の育児休業取得を義務化。

## ＜横浜市における取組事例＞

- 2022年3月、「横浜市職員のワークライフバランス・ポテンシャル発揮推進プログラム－拡充版－（通称：Weプラン）」を策定。
- 男性の育児休業等取得促進に向け、以下の数値目標を設定。
  - 男性職員の育児休業取得率 24.1%（2020年度） → 100%（2025年度）
  - 配偶者の出産のための休暇及び男性職員の育児参加休暇取得率（3日以上） 87.3%（2020年度） → 100%（2025年度）

## ＜埼玉県警察における取組事例＞

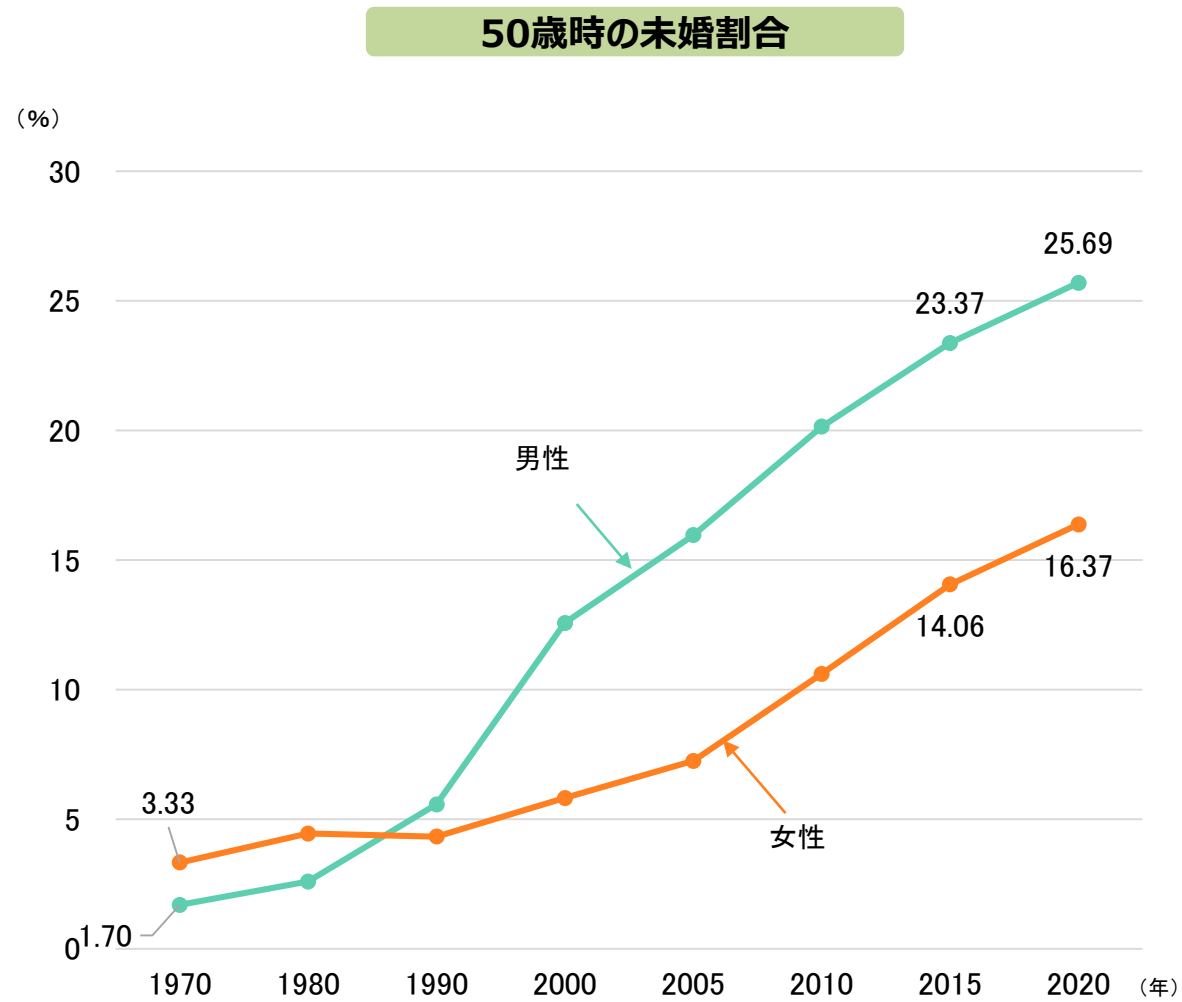
- 警察署に勤務する警察官の育児休業取得を後押しするため、2021年10月1日から、育児休業支援要員の取組を開始。警察署の警察官が2か月以上育児休業を取得する場合、本部から支援要員（高い職務質問技術を持つ自動車警ら隊員）を派遣。
- 支援要員から署員に技術やノウハウを伝えることで、署員のレベルアップも図れる。

## 2 単身男性の増加

---

# 結婚の動向

- 50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇している。
- 2020年は、男性25.7%、女性16.4%となっている。



(備考)

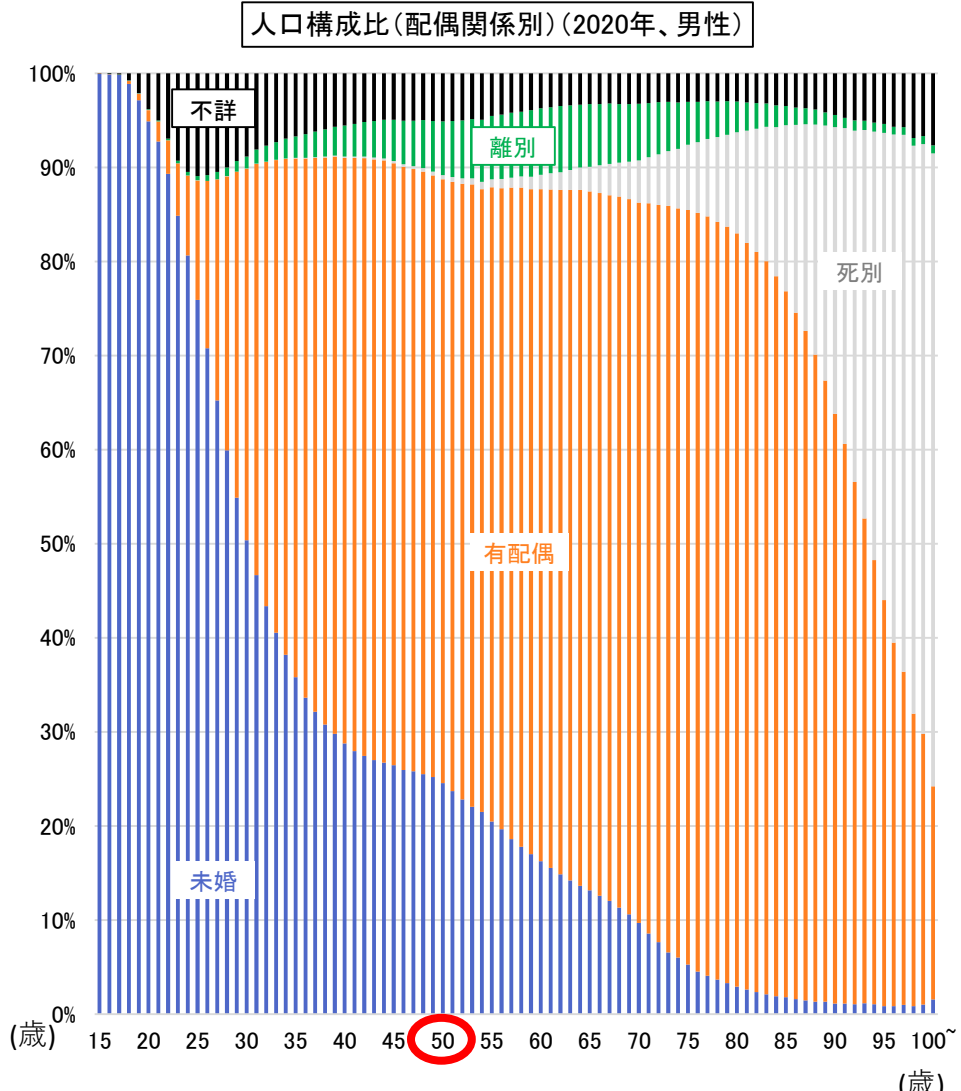
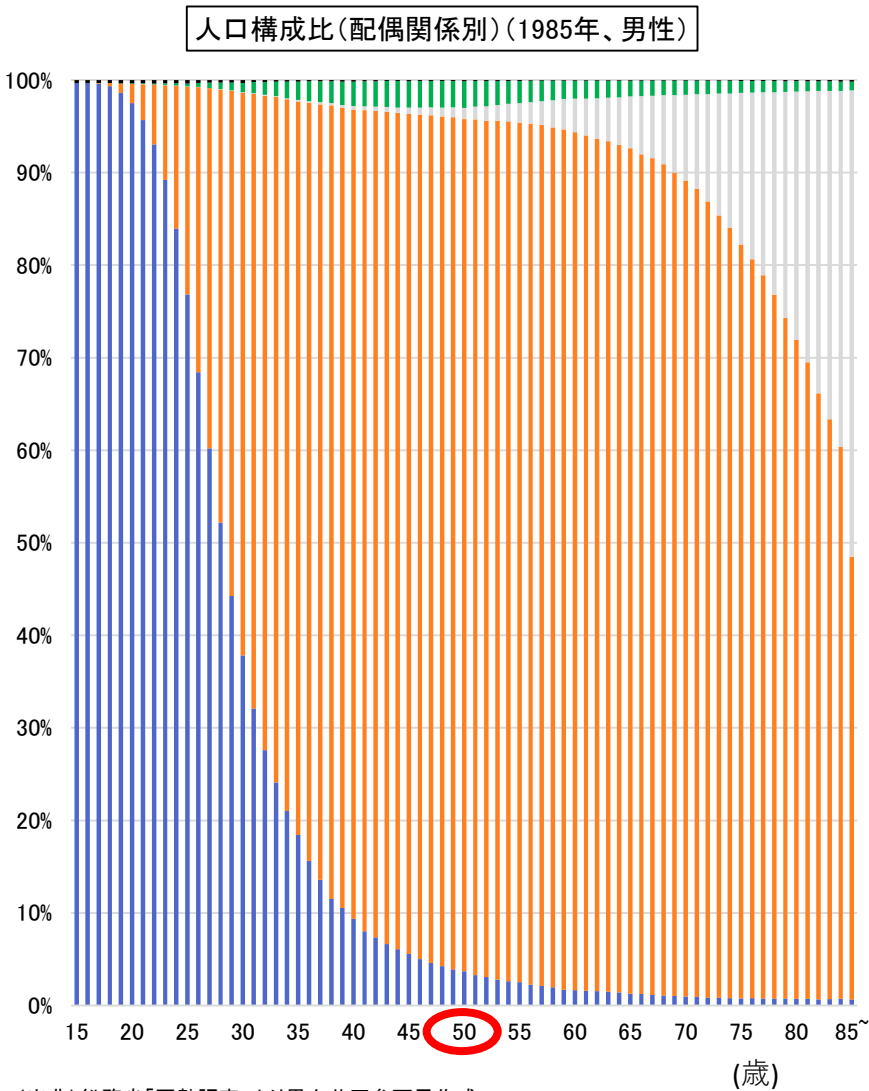
1. 1970年～2015年は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2021)」、2020年は総務省「令和2年国勢調査」より、内閣府男女共同参画局作成。

2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。



# 男性の配偶関係別の人口構成比（1985年、2020年）

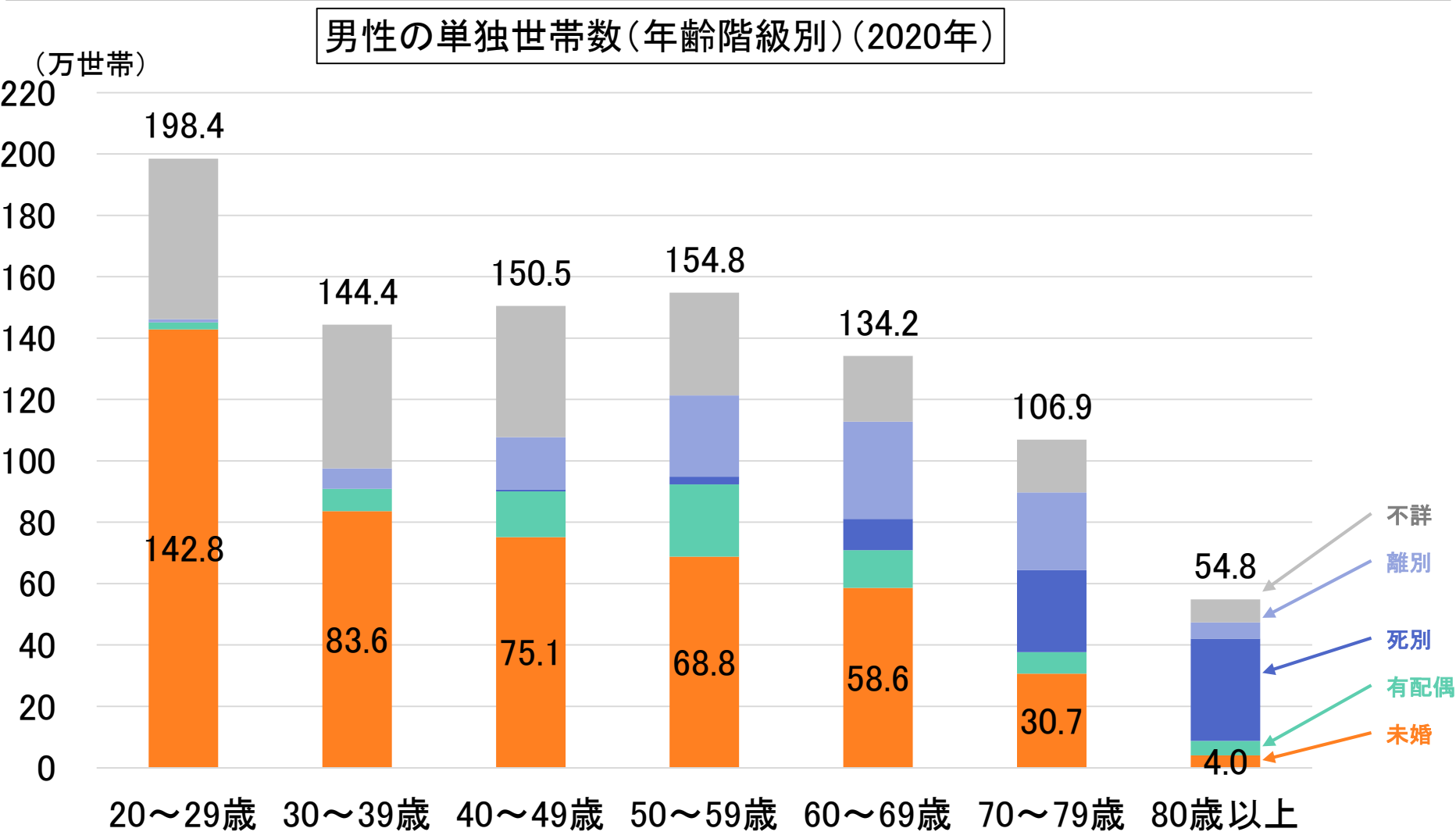
- 2020年の50歳の男性をみると、約25%は未婚であり、離別も増えていることから、一世代前に比べ配偶者のいない男性の割合が高まっている。



（出典）総務省「国勢調査」より男女共同参画局作成。

# 男性の単独世帯数（年齢階級別）（2020年）

- 一般世帯数（5570万世帯）のうち、男性単独世帯（1094万世帯）は19.6%。



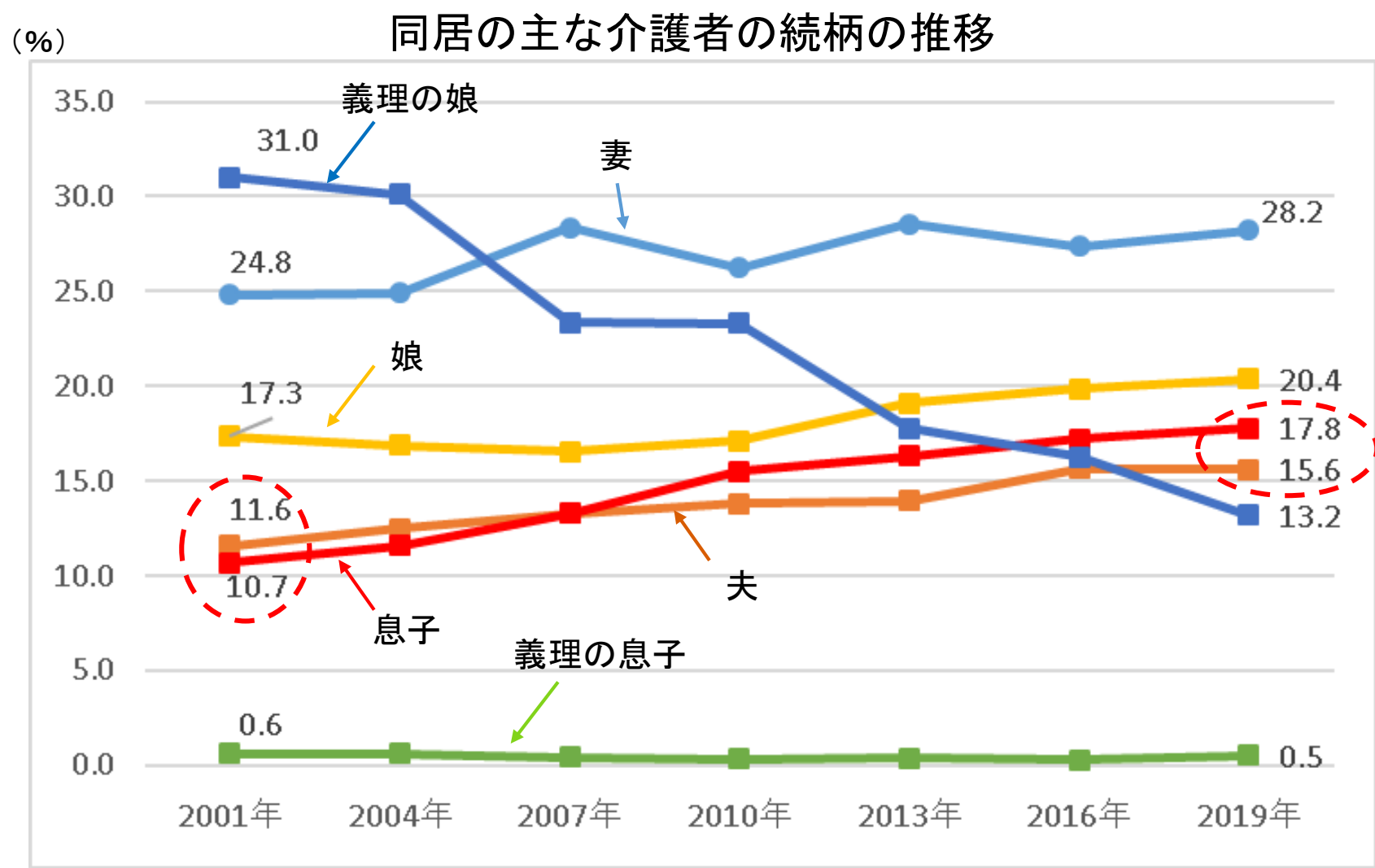
(出典)総務省「令和2年国勢調査」より男女共同参画局作成。

### 3 男性による家族介護の増加

---

# 男性介護者の増加

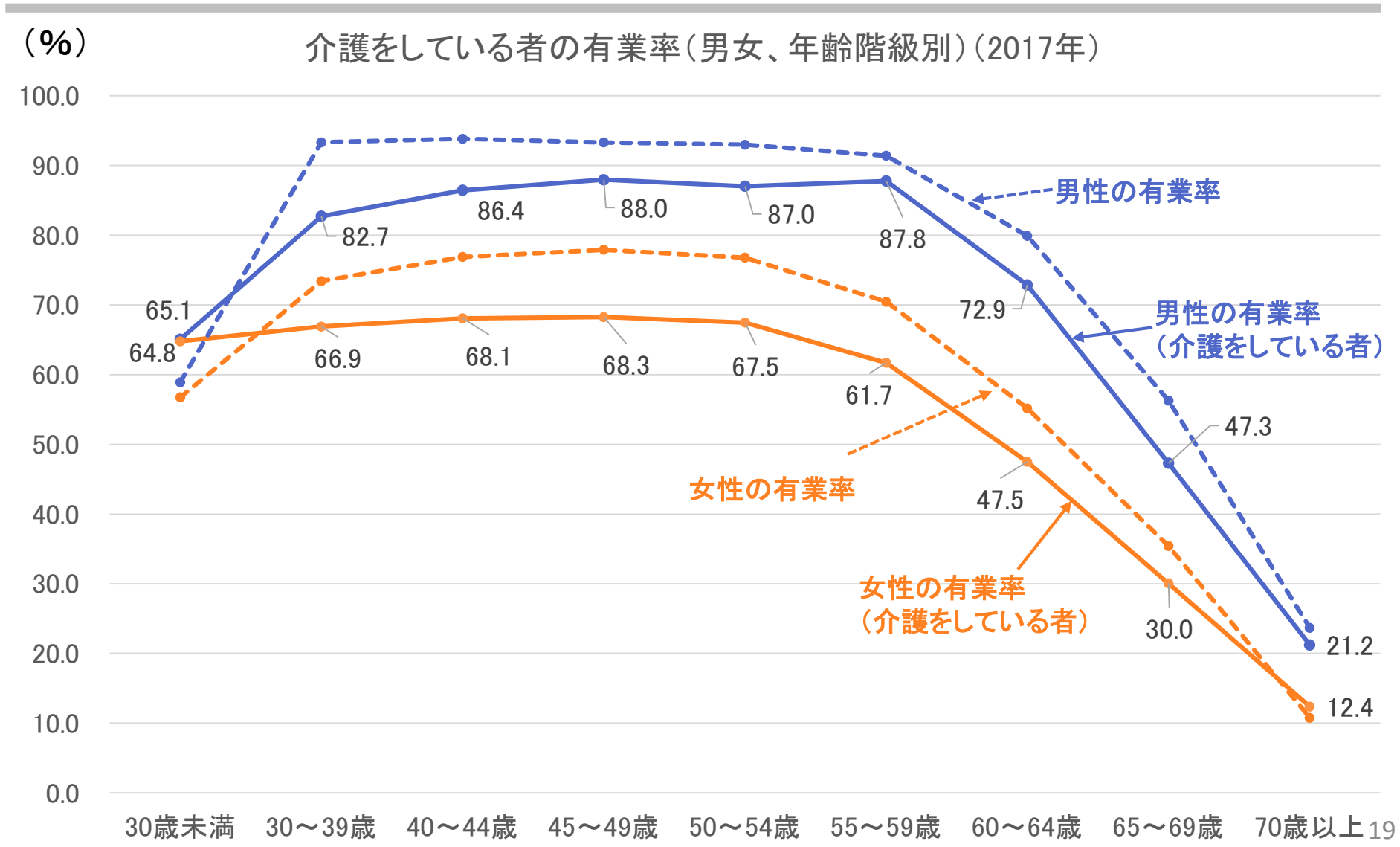
- ・同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年で大きく低下。
- ・夫・息子の介護者が増加。特に介護する息子の増加幅が大きい。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 介護をしている者の有業率(男女、年齢階級別)(2017年)

- 介護をしている者について、年齢階級別に有業率をみると、男性は45～49歳が88.0%と最も高く、次いで55～59歳(87.8%)となっている。

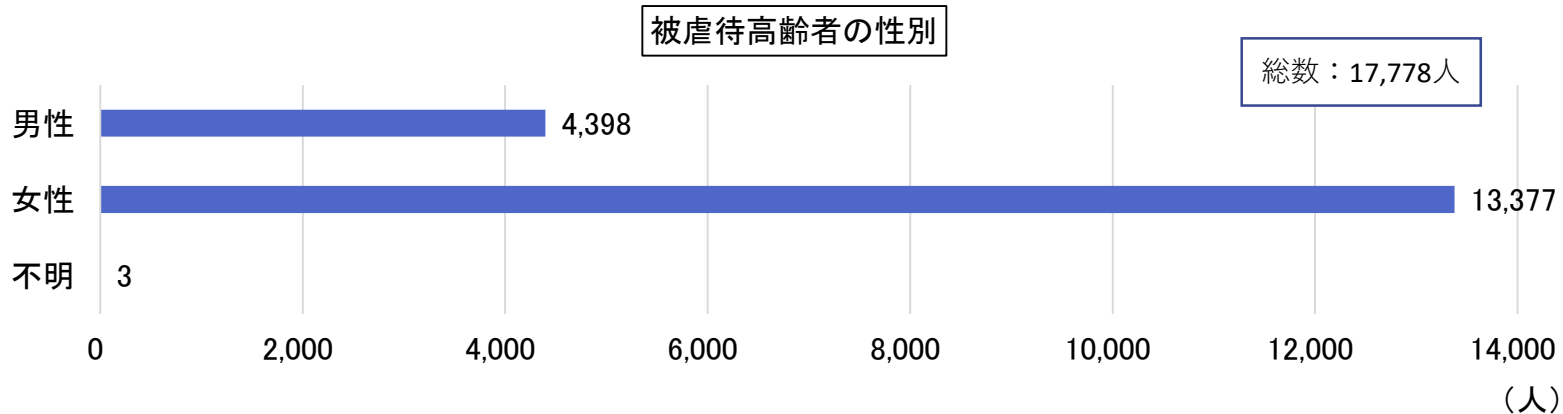


(備考) 総務省「平成29年就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

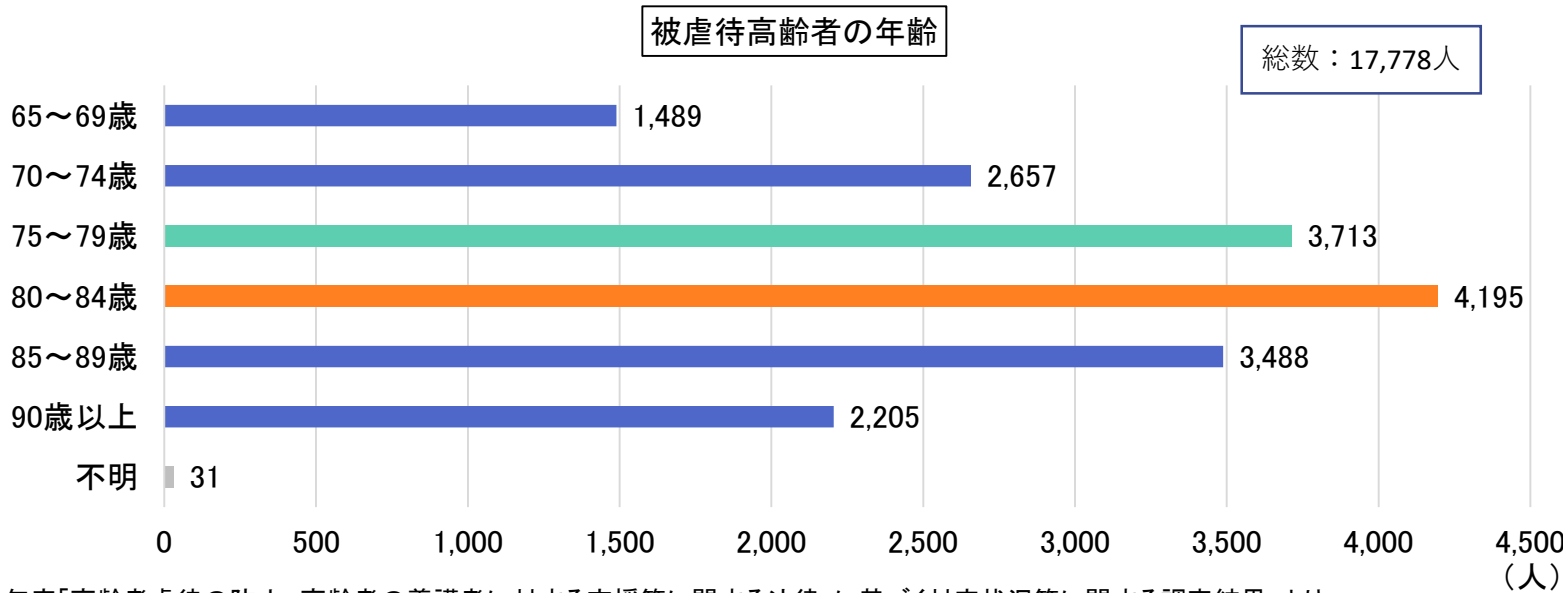
# 養護者による高齢者虐待の状況（被虐待高齢者の状況）

- 被虐待高齢者の性別は、男性が24.7%、女性が75.2%。
- 被虐待高齢者の年齢を見ると、80～84歳（23.6%）と最も多く、次いで75～79歳（20.9%）となっている。

| 性別 | 割合    |
|----|-------|
| 男性 | 24.7% |
| 女性 | 75.2% |
| 不明 | 0.0%  |



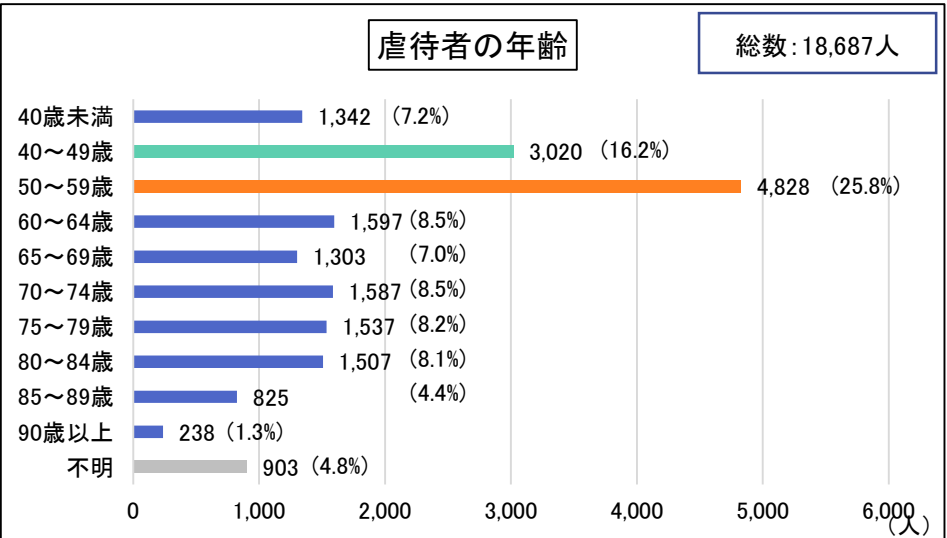
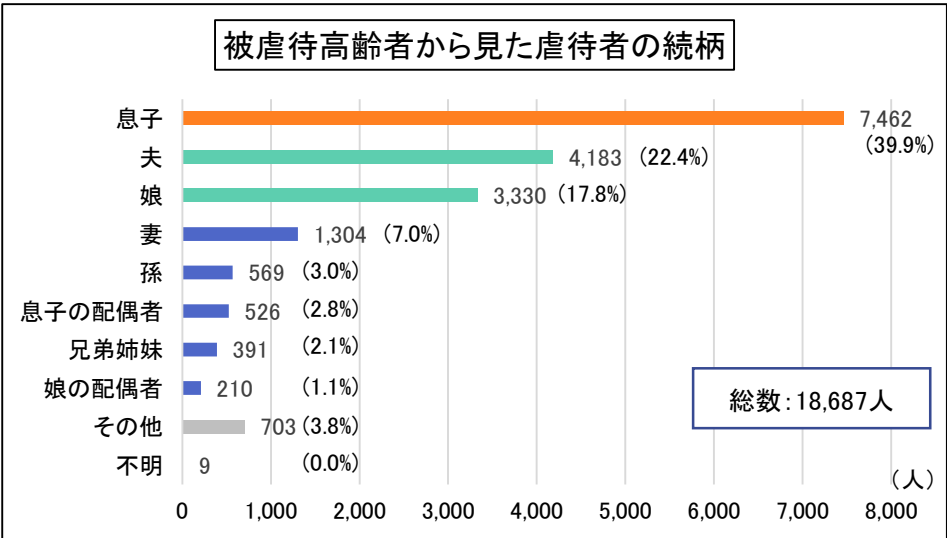
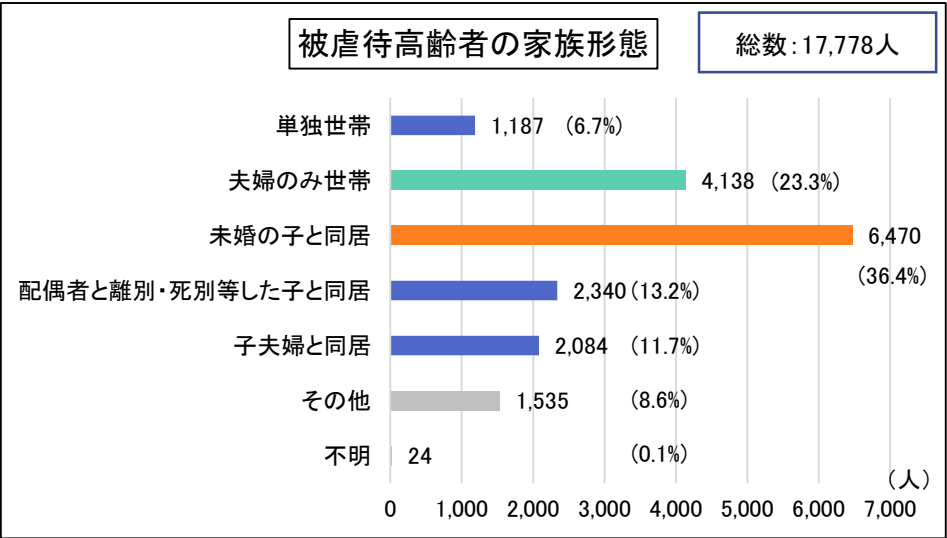
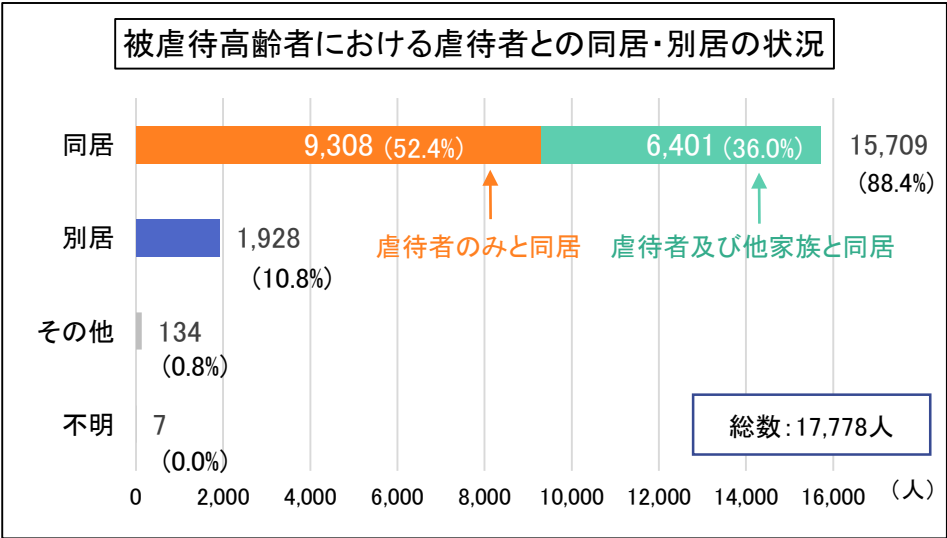
| 年齢     | 割合    |
|--------|-------|
| 65～69歳 | 8.4%  |
| 70～74歳 | 14.9% |
| 75～79歳 | 20.9% |
| 80～84歳 | 23.6% |
| 85～89歳 | 19.6% |
| 90歳以上  | 12.4% |
| 不明     | 0.2%  |



（備考）厚生労働省「令和2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より  
内閣府男女共同参画局作成。

# 養護者による高齢者虐待の状況（虐待者の状況）

- 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況を見ると、虐待者のみと同居（52.4%）が最も多い。
- 被虐待高齢者の家族形態を見ると、未婚の子と同居（36.4%）が最も多く、次いで夫婦のみ世帯（23.3%）となっている。
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄を見ると、息子（39.9%）が最も多く、次いで夫（22.4%）、娘（17.8%）となっている。
- 虐待者の年齢を見ると、50～59歳（25.8%）が最も多く、次いで40～49歳（16.2%）となっている。



（備考）厚生労働省「令和2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より  
内閣府男女共同参画局作成。

## 4 男性の孤独感

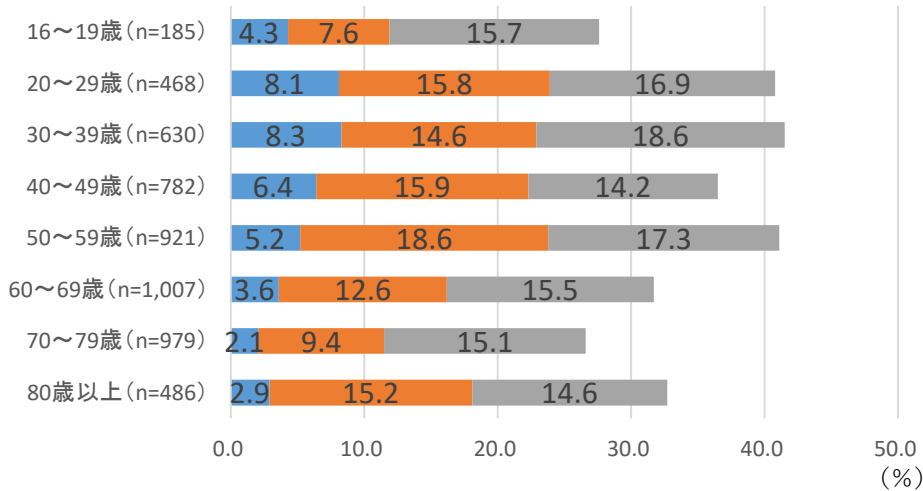
---



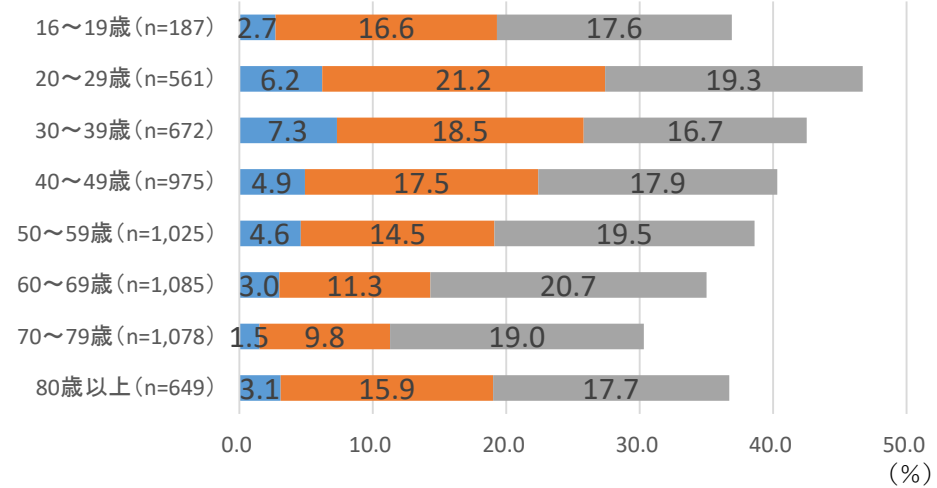
# 孤独感の状況

- 年齢階級別に見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、男女ともに30歳代の割合が最も高い。
- 配偶者の有無別に見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答したいとの割合は、男女ともに未婚者が最も高い。

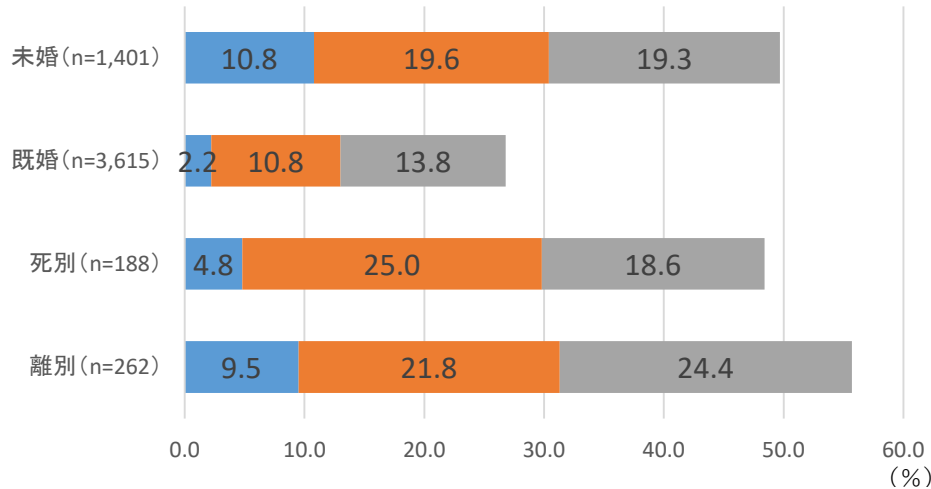
## 孤独感(年齢階級別)(男性)



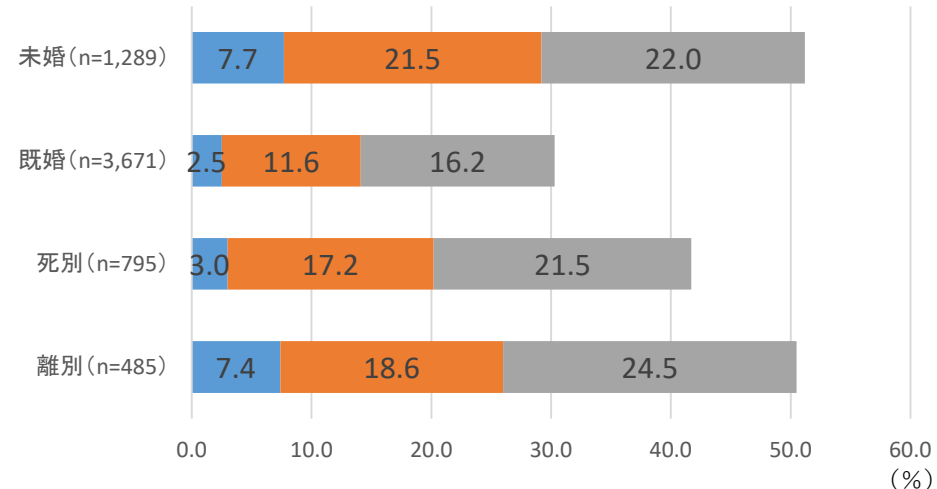
## 孤独感(年齢階級別)(女性)



## 孤独感(配偶者の有無別)(男性)



## 孤独感(配偶者の有無別)(女性)

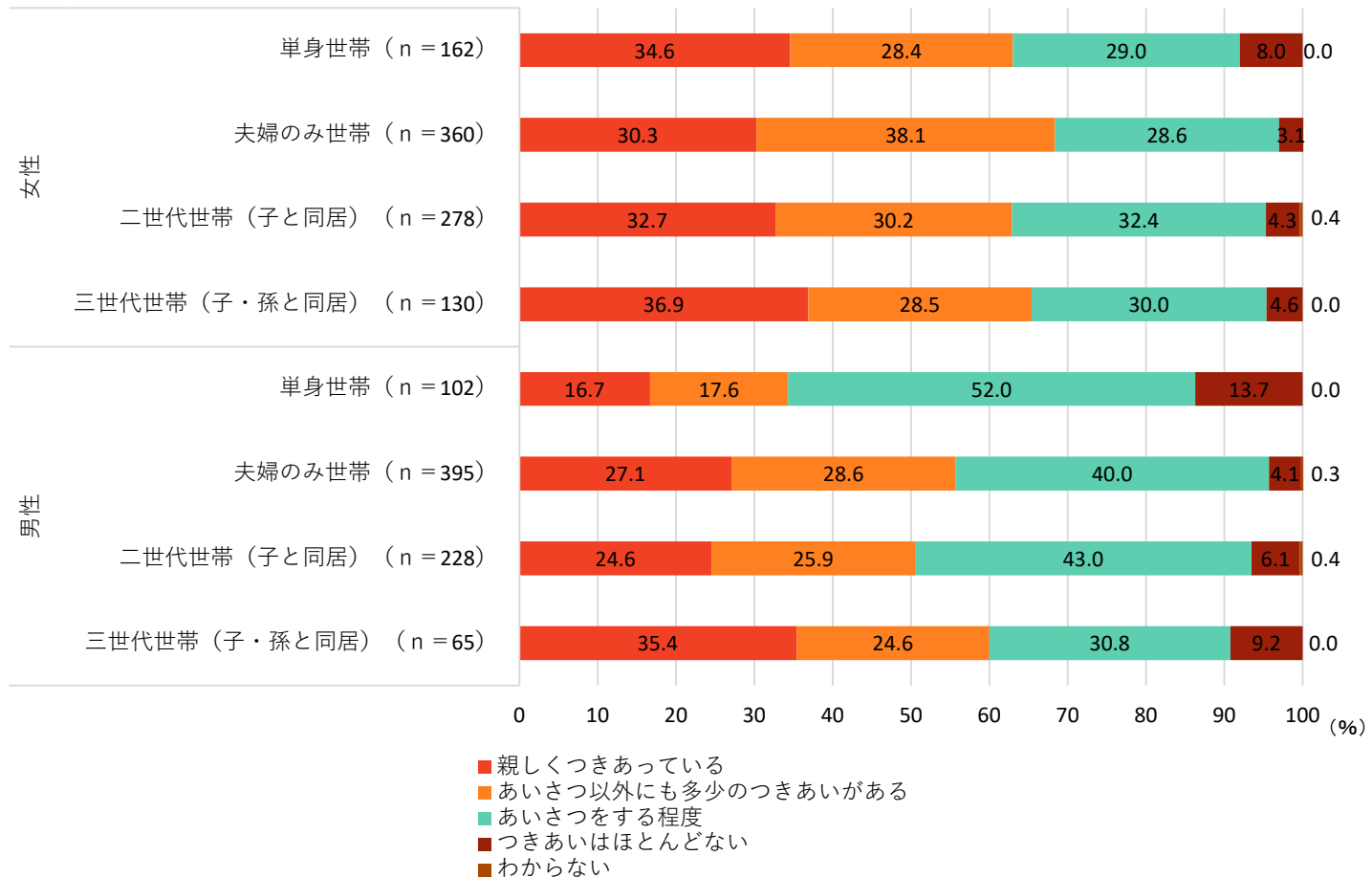


■しばしばある・常にある ■時々ある ■たまにある

(備考) 内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査(令和3年)」より内閣府男女共同参画局作成。

# 近所の人とのつきあいの程度

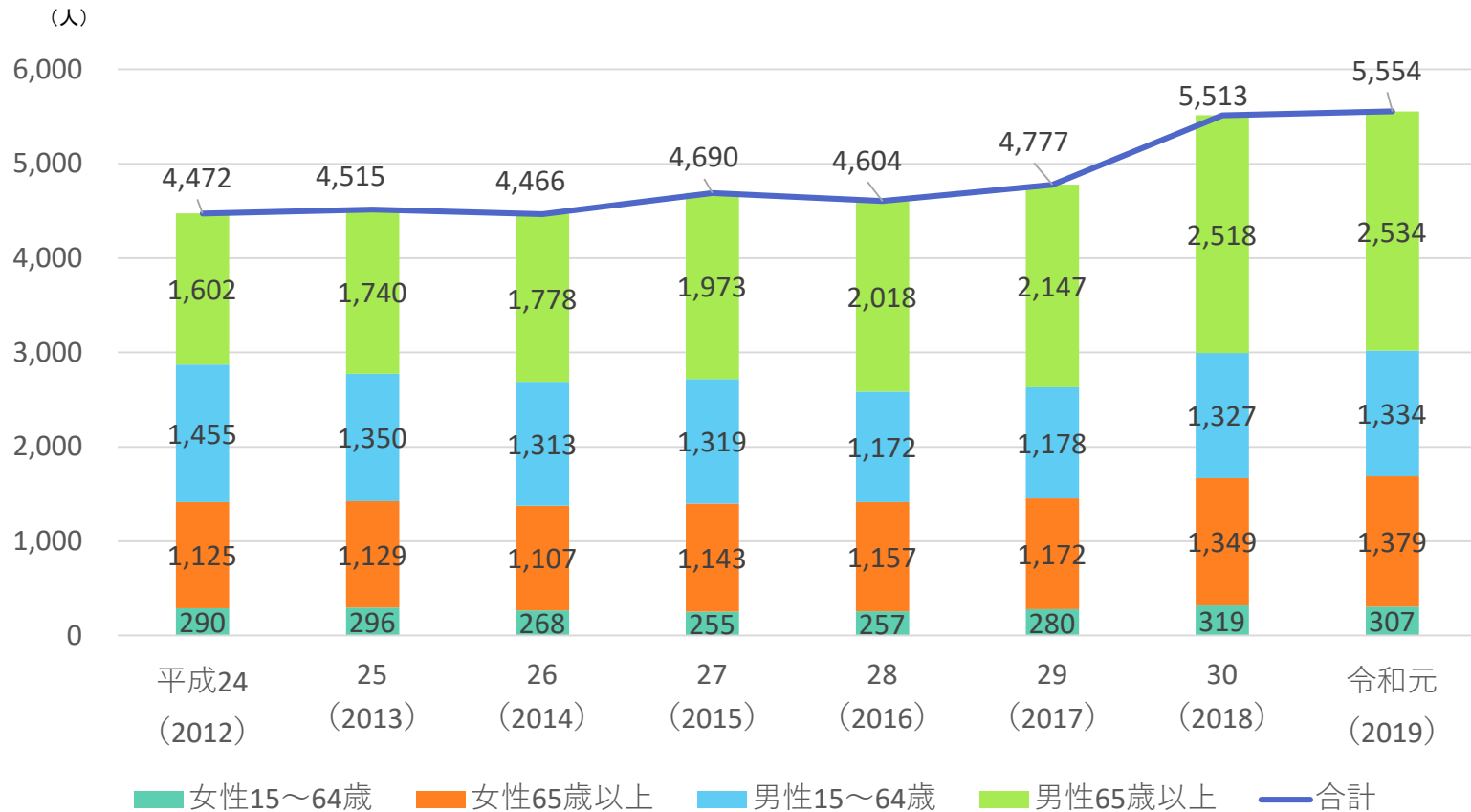
- 近所の人とのつきあいの程度は、いずれの世帯形態においても、女性の方が男性に比べて、「親しくつきあっている」「あいさつ以外にも多少のつきあいがある」と回答する割合が高い。
- 特に、男性単身世帯では、「あいさつをする程度」が52.0%となっており、「つきあいはほとんどない」と回答する割合も13.7%と他と比べて高い。



(備考) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「平成30年度高齢者の住宅と生活環境に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 東京都23区における孤独死数の推移（男女別、年齢階級別）

- 東京都23区における孤独死数（自宅住居死亡単身世帯者数）は増加傾向にある。
- 令和元（2019）年は、男性約3,868人、女性1,686人と、男性の孤独死数が全体の約7割（69.6%）を占めており、特に65歳以上が全体の5割弱（45.6%）を占めている。

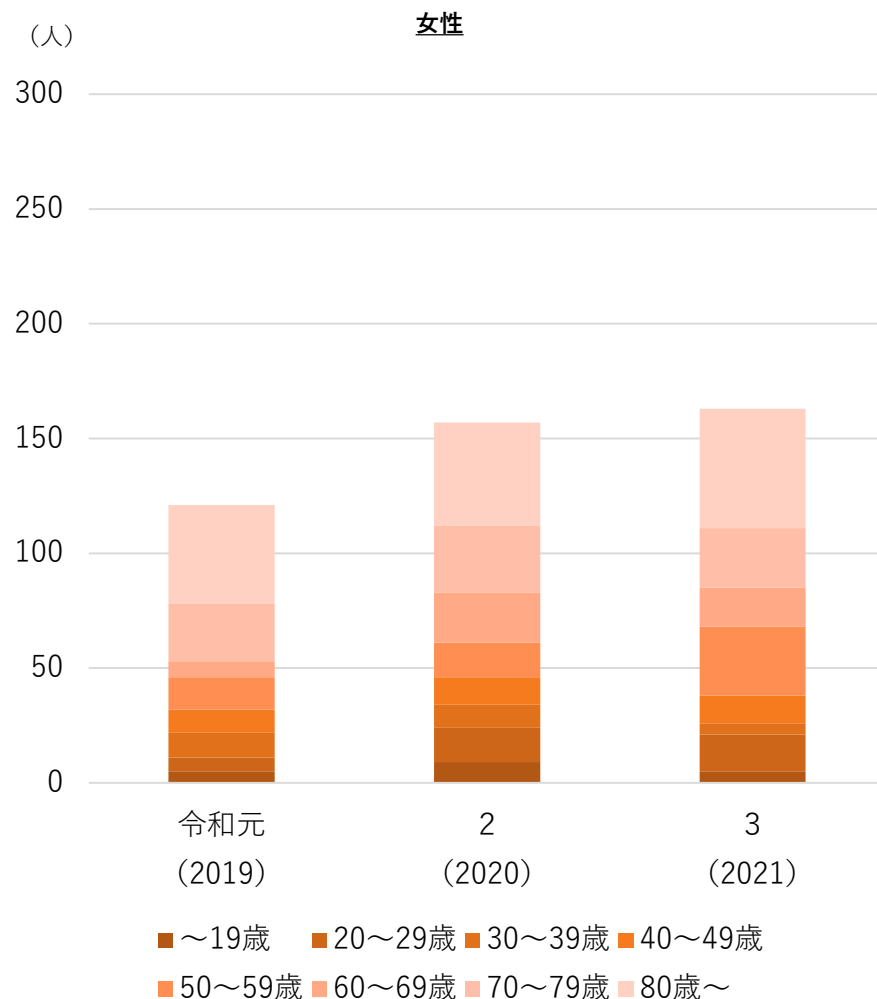
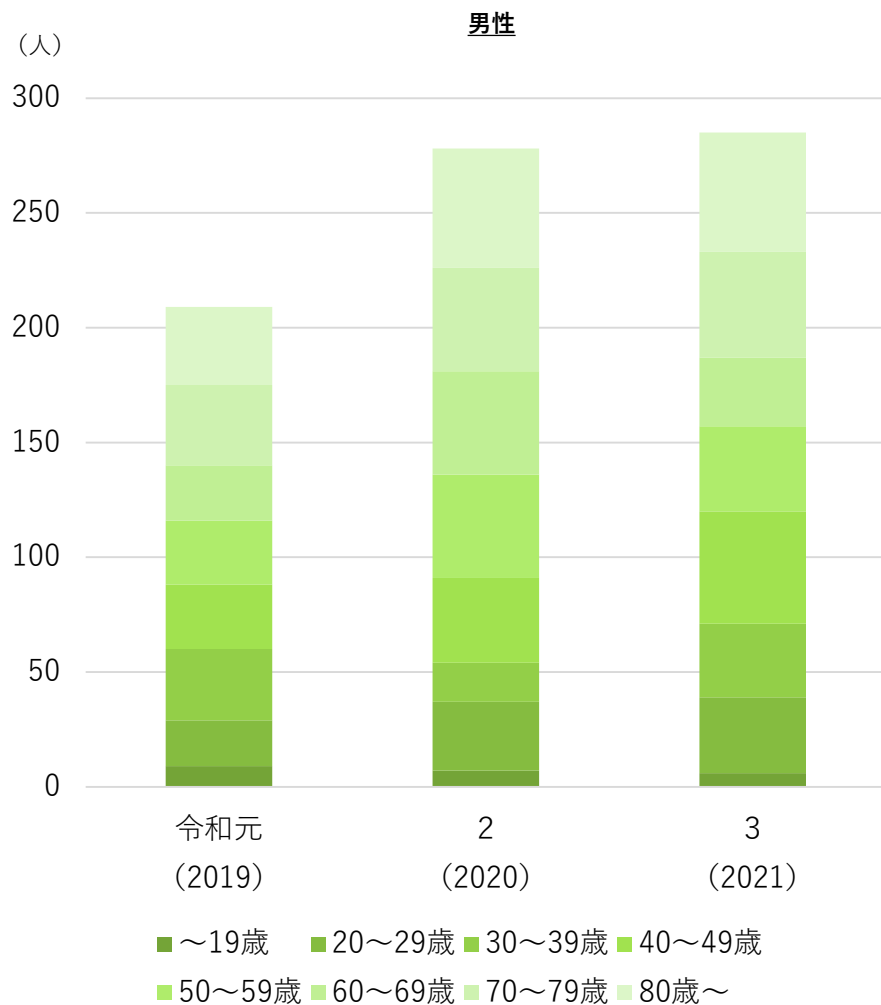


（備考）

1. 東京都「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計」より内閣府男女共同参画局作成。
2. 本データでは、孤独死を「異常死のうち、自宅で亡くなられた一人暮らしの人」と定義している。
3. 異常死は、死因が不明な死亡の事例であり、医師による病死との判断がなされず、事件・事故との関連が疑われ、警察署への届出が義務付けられている。

# 年齢階級別自殺者数（要因が孤独感）（2021年）

- 要因に「孤独感」がある自殺者は、男性の方が多く、男女ともコロナ下で増加している。
- 令和3（2021）年は、男性は20歳以上の各年齢階級で、概ね30～50人となっている。

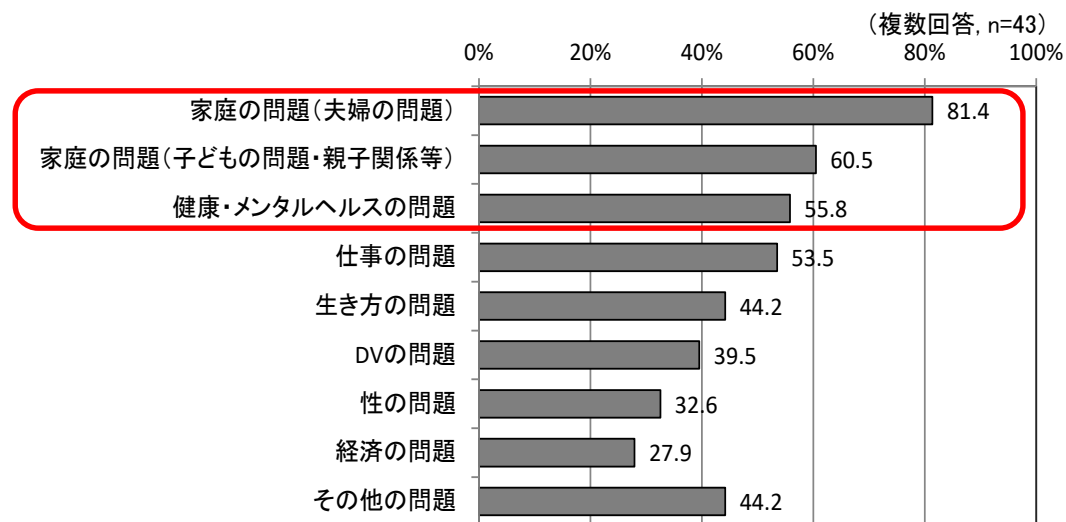


（備考）厚生労働省「自殺の統計」より内閣府男女共同参画局作成。

# 地方自治体の男性相談に関するアンケート調査結果

## <相談内容>

相談内容については「家庭の問題（夫婦の問題）」が81.4%と最も多く、次いで「家庭の問題（子どもの問題・親子関係等）」（60.5%）、「健康・メンタルヘルスの問題」（55.8%）となっている。また「その他」の回答として、「対人の問題」や「精神障害」などがみられている。



### その他記述：

- ・医療への不信、精神障害、金銭トラブル、近隣との人間関係
- ・男女の問題。対人の問題
- ・暮らし全般（隣人関係、社会情勢、住宅問題）等

### (備考)

1. 内閣府男女共同参画局「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（改訂版）」（平成26年5月）参考資料から抜粋。
2. 本設問の回答者（n=43）は、アンケートの調査対象：都道府県47箇所、政令指定都市20箇所、男性が相談できる窓口がある市区20箇所の計87箇所（回収率100%）のうち、男性相談窓口があると回答した回答者のみ。

## 5 主な論点

---

# 男性の家庭・地域社会における活躍に係る主な論点①

人生100年時代を迎えるなか、男性が家庭生活や地域社会により積極的に参画しやすい環境をつくることは、男女がともに希望に応じた様々な働き方や暮らし方を選ぶことのできる社会を実現する上で重要ではないか。また、男性の育児参画は、社会全体として子育てに優しい雰囲気の醸成に寄与するのではないか。

## **1. 男性の育児休業取得及び働き方の改革**

### **①男性の育児休業の取得促進**

民間企業の男性の育児休業取得率は、国家公務員のそれに比して低い。本年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法を機に、その取得率を大幅に引き上げ、成果目標（2025年までに30%）を達成するためには、どのような取組が必要か。

### **②テレワーク活用による働き方の改革：コロナ前の働き方に戻さない**

コロナ下のテレワークの導入により、時間の有効活用や場所の制約を受けない柔軟な働き方が可能となり、男性の家庭・地域社会への参画を促す好機となっている。コロナ収束後も、コロナ前の働き方に戻さないようにしていくべきではないか。社会全体の機運の醸成を進めて行くべきではないか。

### **③国家公務員の柔軟な働き方の実現**

国家公務員のテレワークを推進すべきではないか。また、健康管理の観点から、国家公務員に勤務間インターバル制度を導入すべきではないか。

# 男性の家庭・地域社会における活躍に係る主な論点②

## 2. 男性の育児参画を阻む要因の解消

### ①男性が育児参画しやすい公共施設等の整備

公共交通機関や公共施設において、男性用トイレにおけるベビーベッド・ベビーカーの整備や、男性も利用できるベビールームの設置等、男性が子育てに参画しやすい環境整備を進めるべきではないか。また、ベビーカーで移動しやすい施設整備を進めるべきではないか。

### ②男性の育児参画等を阻む様々な慣行と意識の改革

小学校等における各種行事や地域社会における諸活動において、固定的な役割意識を背景にした、男性の参画を阻む身近な慣行が多く存在しており、改善が必要ではないか。また、保育所の入所申込み等各種行政手続のオンライン化が必要ではないか。

## 3. 男性の孤独・孤立の解消

### ①男性のための悩み相談窓口

令和の時代においては、昭和の時代とは異なり、共働き世帯の増加、未婚・単身男性の増加など、家族の姿が変化・多様化しており、男性が家事・育児・介護を担う必要がこれまで以上に生じてきている。

このような状況の中、男性の家事・育児や介護にかかわる悩み等を相談できる場がないという声も多く、こうした男性が相談しやすい窓口を整備するべきではないか。



## 6 参考資料

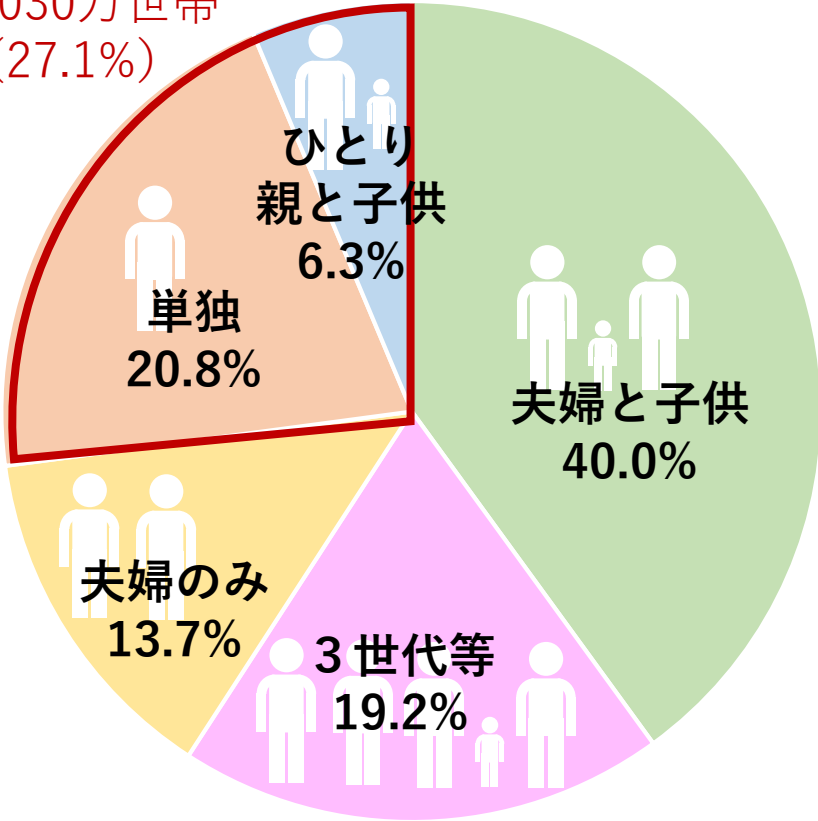
---

# 昭和60（1985）年と令和2（2020）年の比較（家族類型）

- ・ ひとり親世帯、単独世帯の合計は、昭和の時代に比べて2.5倍。
- ・ 全体に占める割合も約半分にまで増えている。

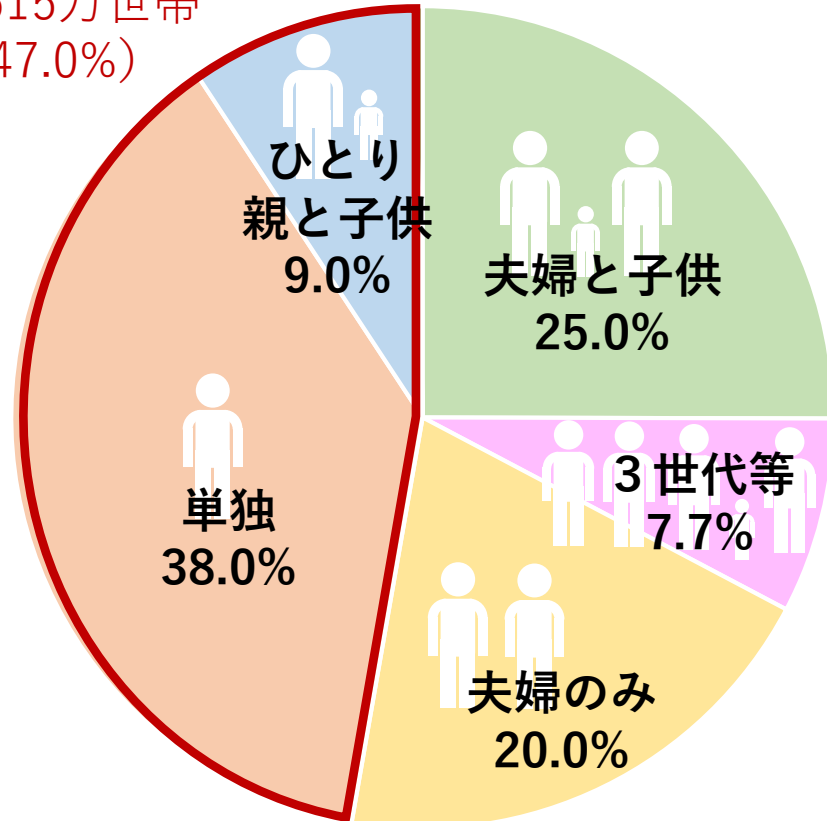
昭和60（1985）年

単独世帯＋ひとり親世帯  
1,030万世帯  
(27.1%)



令和2（2020）年

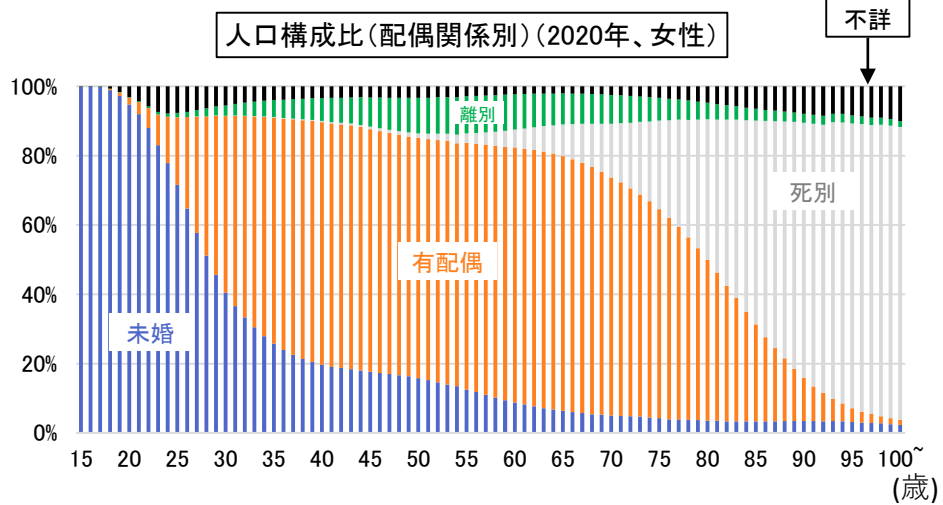
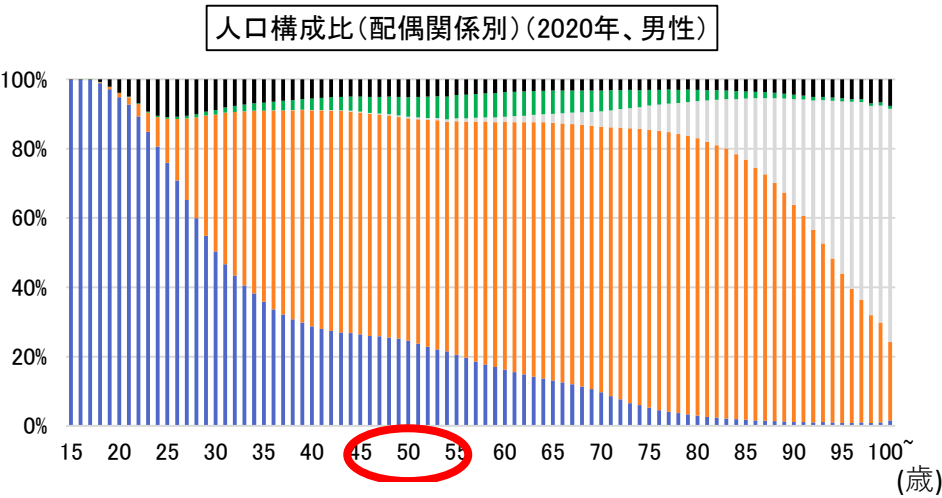
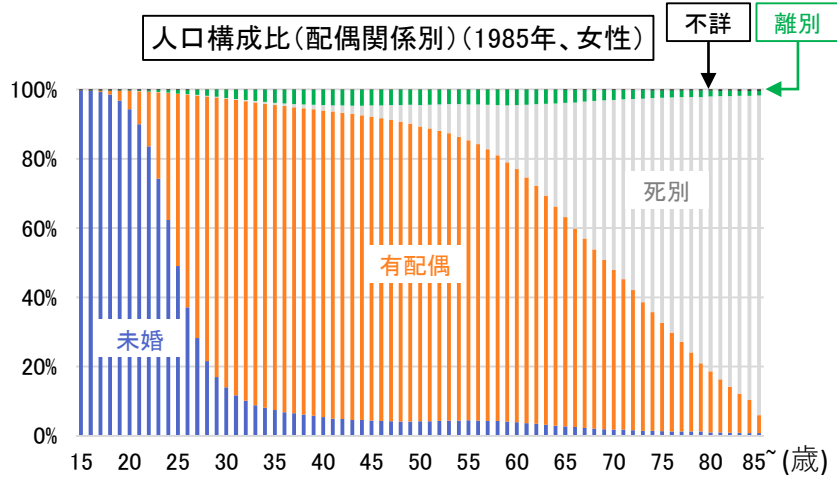
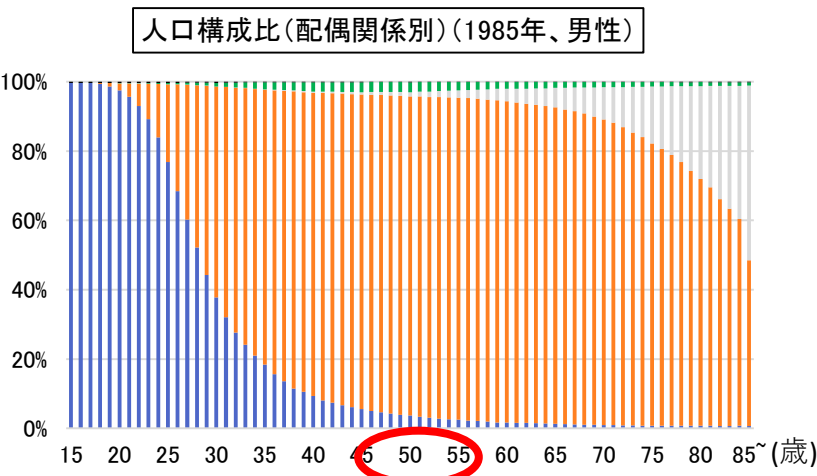
単独世帯＋ひとり親世帯  
2,615万世帯  
(47.0%)



(国勢調査より作成)

# 配偶関係別の人口構成比(男女別)(1985年、2020年) ※不詳を含む

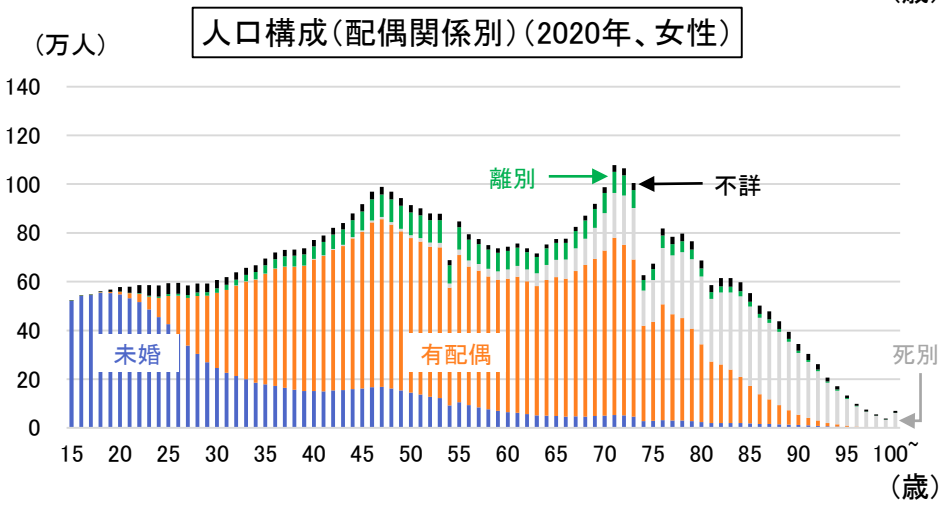
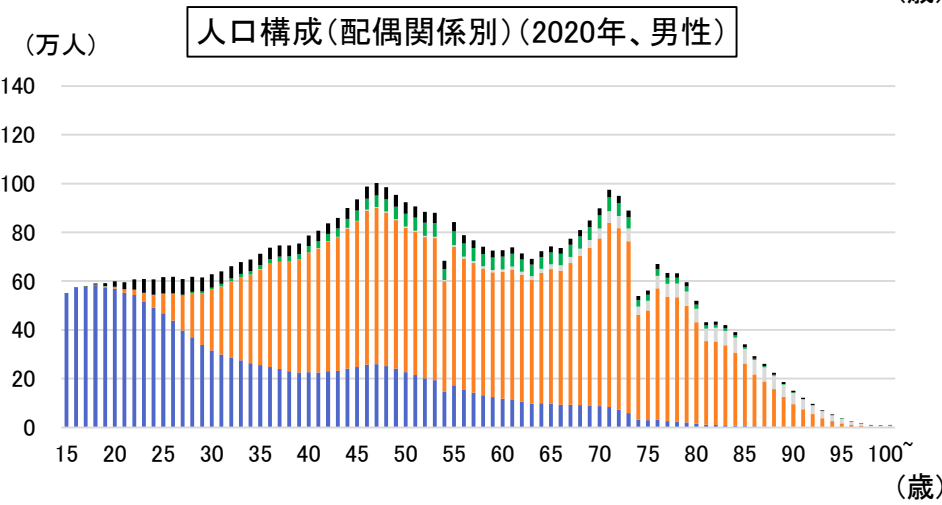
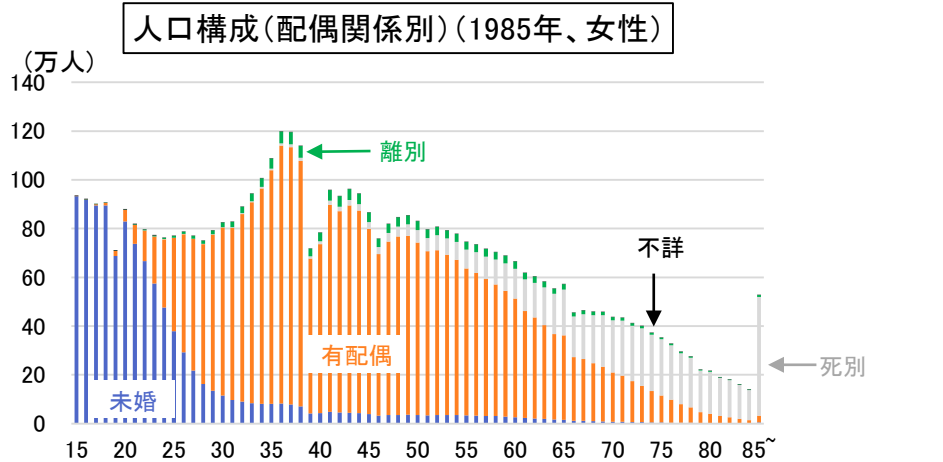
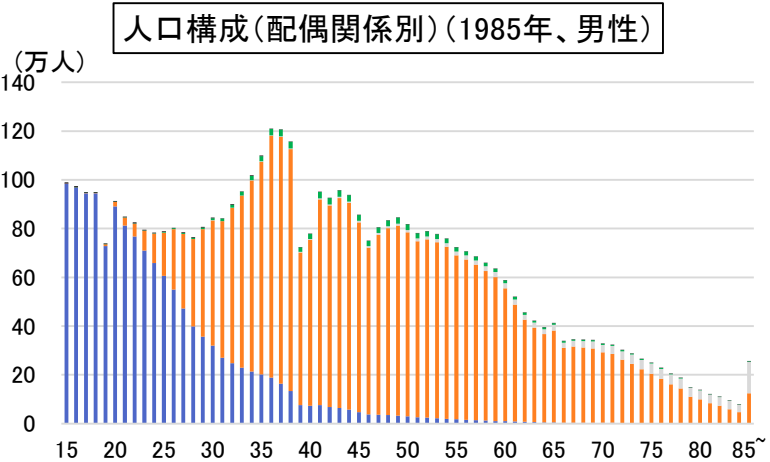
- 1985年と比べると、2020年は、男女共に未婚と離別の割合が上昇している。
- 50歳時点の未婚割合をみると、男性は3.7%(1985年)から24.6%(2020年)へ、女性は4.3%(1985年)から15.8%(2020年)へ、それぞれ上昇している。



(出典)総務省「国勢調査」より男女共同参画局作成。

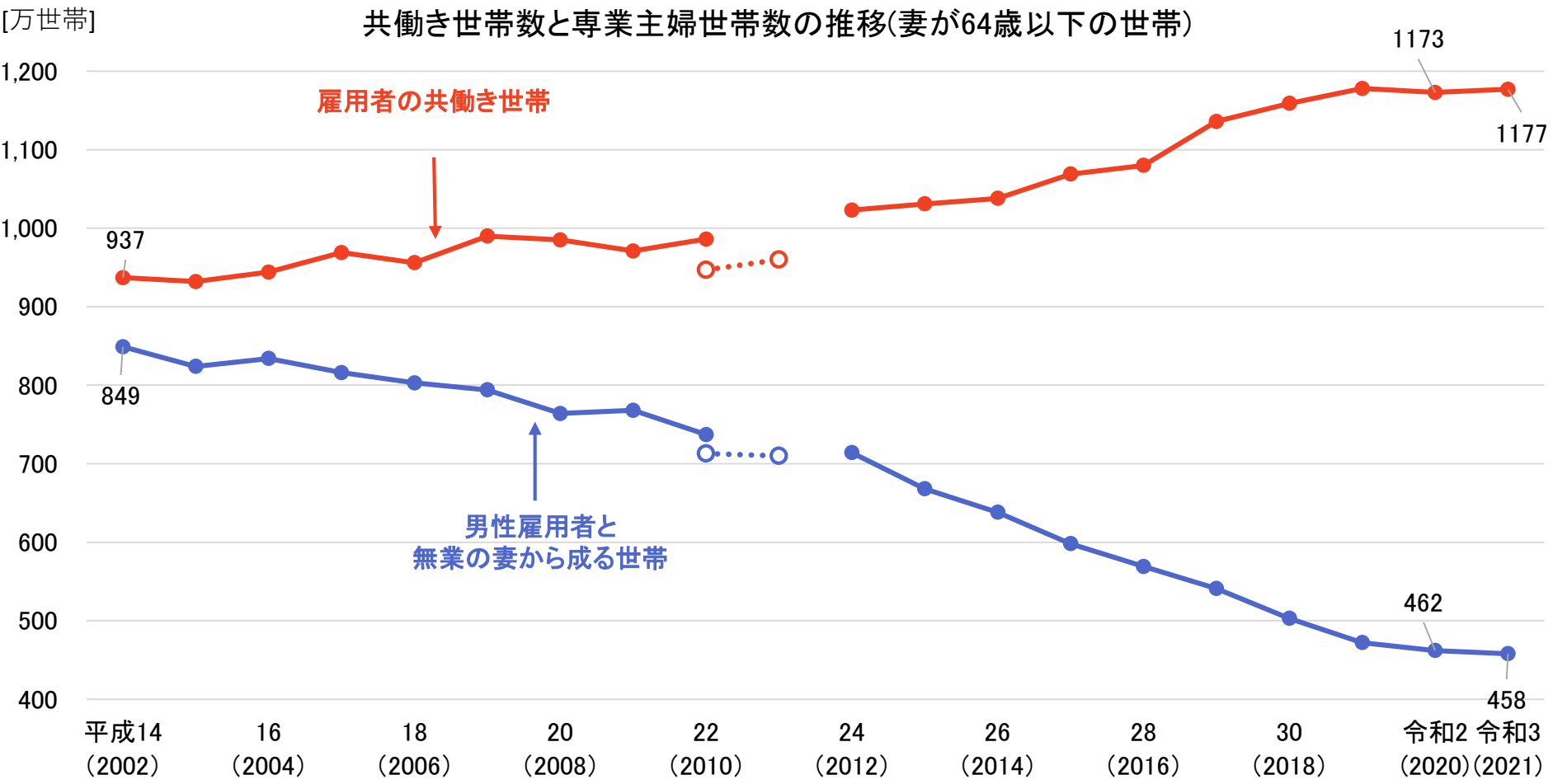
# 配偶関係別の人口構成比(男女別)(1985年、2020年) ※不詳を含む

- 1985年と比べると、2020年は、男女共に未婚と離別の人数が増加している。
- 50歳時点の未婚者数をみると、男性は3.0万人(1985年)から22.7万人(2020年)へ、女性は3.6万人(1985年)から14.5万人(2020年)へ、それぞれ増加している。



# 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移①

- ・ 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- ・ 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。 2021年では、夫婦のいる世帯全体の23.1%となっている。



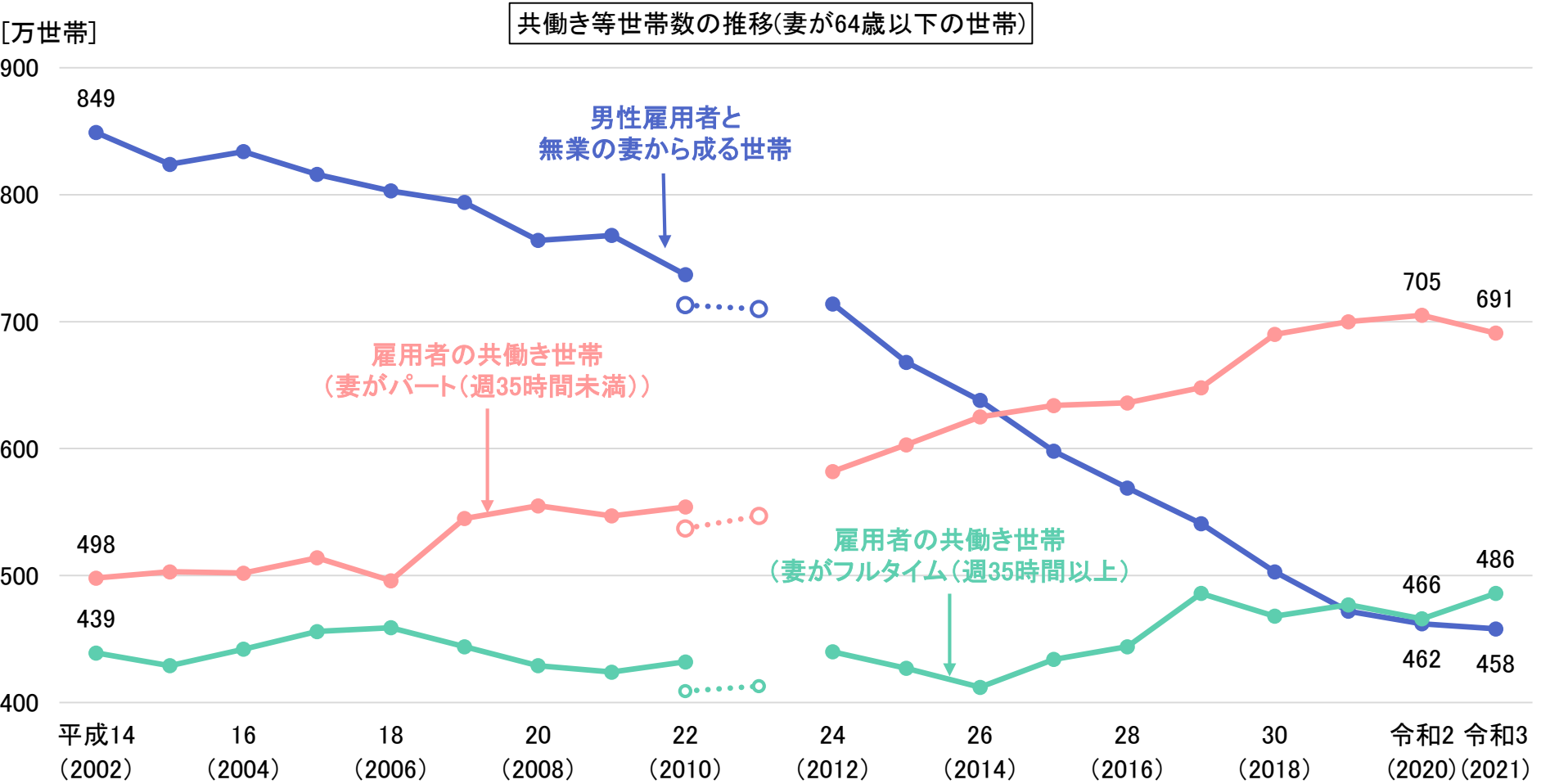
(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ64歳以下の世帯。「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ64歳以下の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「夫婦のいる世帯」は、夫又は妻に農業・林業就業者や自営業者などを含み、かつ、妻が64歳以下の世帯。

# 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移②

- ・ 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻が64歳以下の世帯）は減少傾向。
- ・ 2021年の世帯数（458万世帯）は2002年（849万世帯）の約2分の1となっている。
- ・ 妻がパートの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は増加傾向。
- ・ 妻がフルタイムの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は横ばい。



(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ64歳以下の世帯。

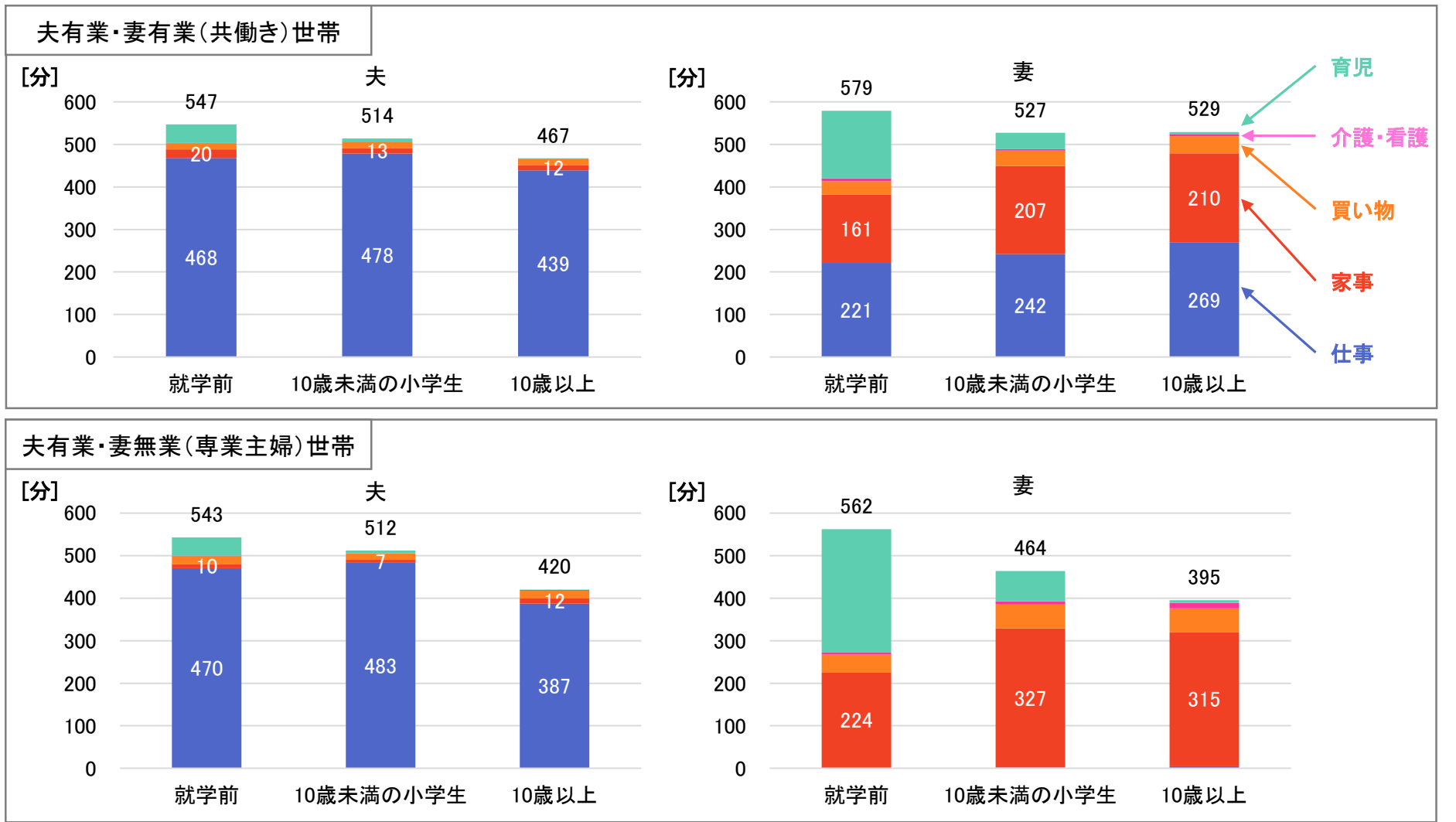
2. 「雇用者の共働き世帯（妻がパート（週35時間未満））」とは、夫は非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満かつ64歳以下の世帯。

3. 「雇用者の共働き世帯（妻がフルタイム（週35時間以上））」とは、夫は非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上かつ64歳以下の世帯。

4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

# 夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（末子の年齢別）（2016年）

- 妻の就業の有無に関わらず、夫の家事・育児時間は妻に比べて短い。
- 妻の家事時間は、末子の年齢が上がるにつれて、長くなる傾向。



（備考） 1. 総務省「社会生活基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。  
2. 「家事・育児関連時間」は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体平均）

# 令和3年度 性別による無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果(概要)

## 対象・項目設計

【対象】全国男女20-60代 10,330人(男性5,069人 女性5,165人 その他96人)

【項目設計】本調査の設計にあたり事前調査を実施した。性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験などの具体事例を自由回答で聴取し、整理・分類のうえ、本調査の測定項目とした。

## 1 性別役割意識(全体)

- 性別役割について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4段階で聞いたところ、男女共に上位2項目は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が5割前後の高い割合となった。
- 男女差が大きく開いたのは「男性は～べきだ」という項目であるが、その他の項目についても全体的に男性が高い割合となった。

| 性別役割に対する考え                |           |      |                               |           |      |
|---------------------------|-----------|------|-------------------------------|-----------|------|
|                           |           |      | (「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計)    |           |      |
|                           |           |      | 男女両方で上位10位に入っている項目            |           |      |
| 男性 上位10項目                 | 回答者数：5069 | (%)  | 女性 上位10項目                     | 回答者数：5165 | (%)  |
| 1 女性には女性らしい感性があるものだ       |           | 51.6 | 1 女性には女性らしい感性があるものだ           |           | 47.7 |
| 2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ       |           | 50.3 | 2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ           |           | 47.1 |
| 3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ     |           | 37.3 | 3 女性は感情的になりやすい                |           | 36.6 |
| 4 女性は感情的になりやすい            |           | 35.6 | 4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない     |           | 30.7 |
| 5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない |           | 31.8 | 5 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ      |           | 23.8 |
| 6 男性は人前で泣くべきではない          |           | 31.0 | 6 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病すべきだ |           | 23.2 |
| 7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ       |           | 30.3 | 7 家事・育児は女性がするべきだ              |           | 22.9 |
| 8 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ  |           | 29.8 | 8 組織のリーダーは男性の方が向いている          |           | 22.4 |
| 9 家事・育児は女性がするべきだ          |           | 29.5 | 8 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい      |           | 22.4 |
| 10 家を継ぐのは男性であるべきだ         |           | 26.0 | 10 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ        |           | 22.1 |

異性に対する思い込みだけではなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で(異性より)強く思い込んでいることもある。



# 性別役割意識＜性・年代別（家庭・コミュニティ領域）＞

- 「家庭・コミュニティ領域」の性別役割意識の結果をみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が1位の項目は男女ともに「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」であった。中でも、50-60代男性の性別役割意識が強いが、20-30代男性でも、あわせて4割以上が「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答している。
- 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」は男女ともに上位5項目に入っているものの、20-30代では男女間にギャップがあり、男性のほうがそのような性別役割意識が強い。

## 性別役割意識＜シーン別＞

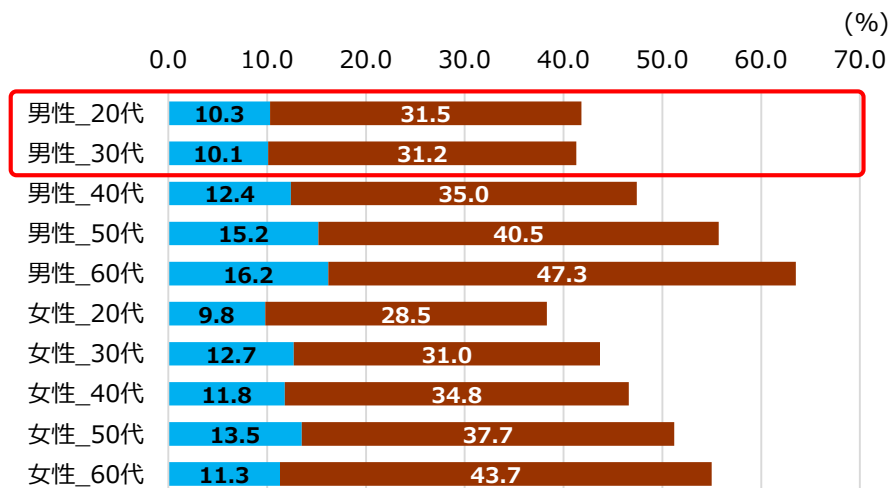
（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計）

### 家庭・コミュニティ

| 男性 上位5項目                | (%)  | 女性 上位5項目                     | (%)  |
|-------------------------|------|------------------------------|------|
| 男性は仕事をして家計を支えるべきだ       | 50.3 | 男性は仕事をして家計を支えるべきだ            | 47.1 |
| デートや食事のお金は男性が負担すべきだ     | 37.3 | 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ      | 23.8 |
| 男性は結婚して家庭をもって一人前だ       | 30.3 | 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ | 23.2 |
| 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ | 29.8 | 家事・育児は女性がするべきだ               | 22.9 |
| 家事・育児は女性がするべきだ          | 29.5 | デートや食事のお金は男性が負担すべきだ          | 22.1 |

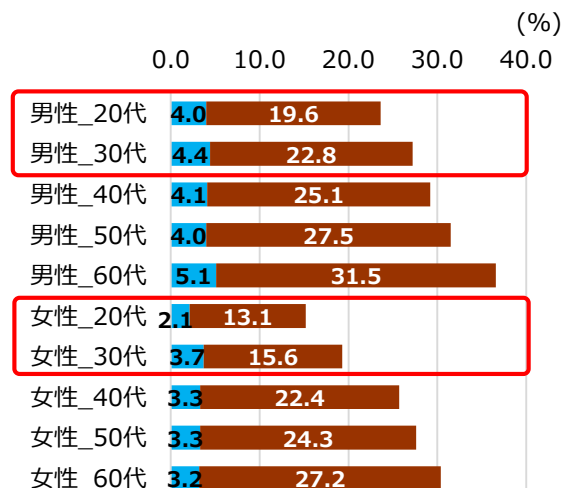
## 性別役割意識＜性・年代別＞

### 【男性は仕事をして家計を支えるべきだ】



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う

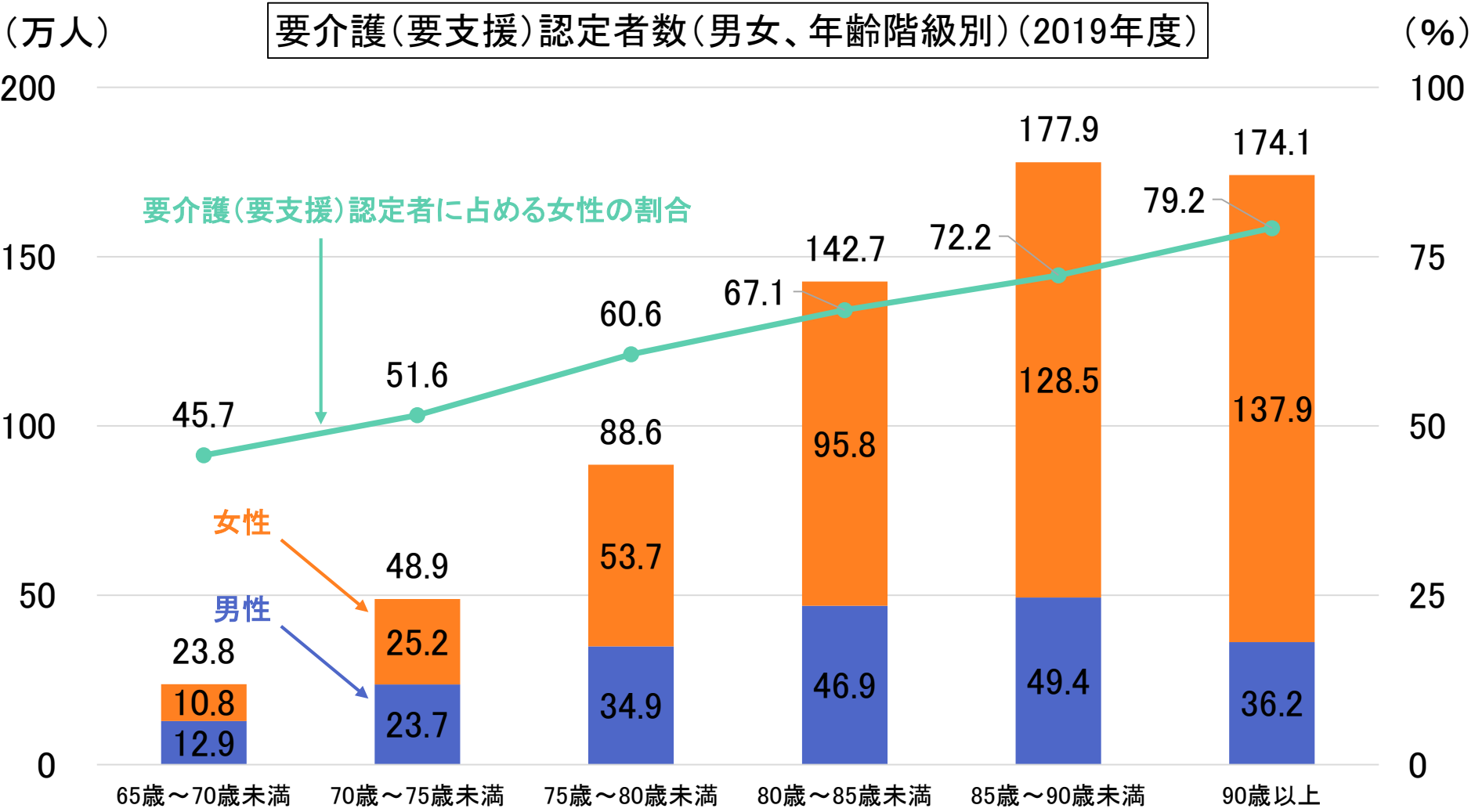
### 【共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ】



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う

# 要介護（要支援）認定者数（男女、年齢階級別）（2019年度）

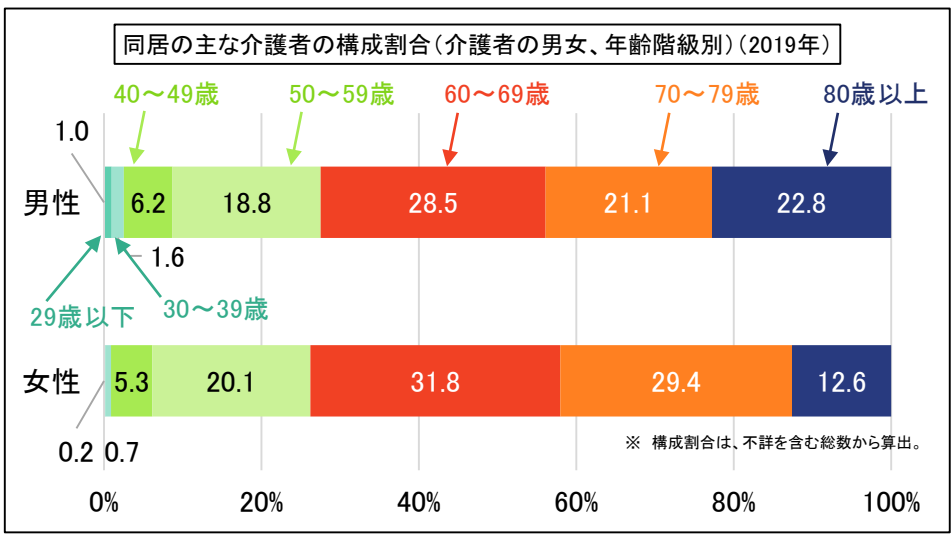
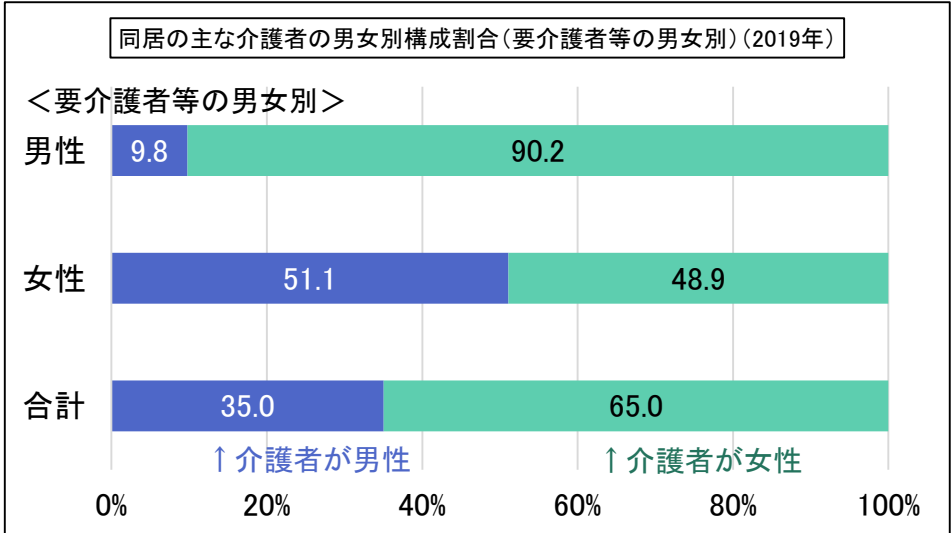
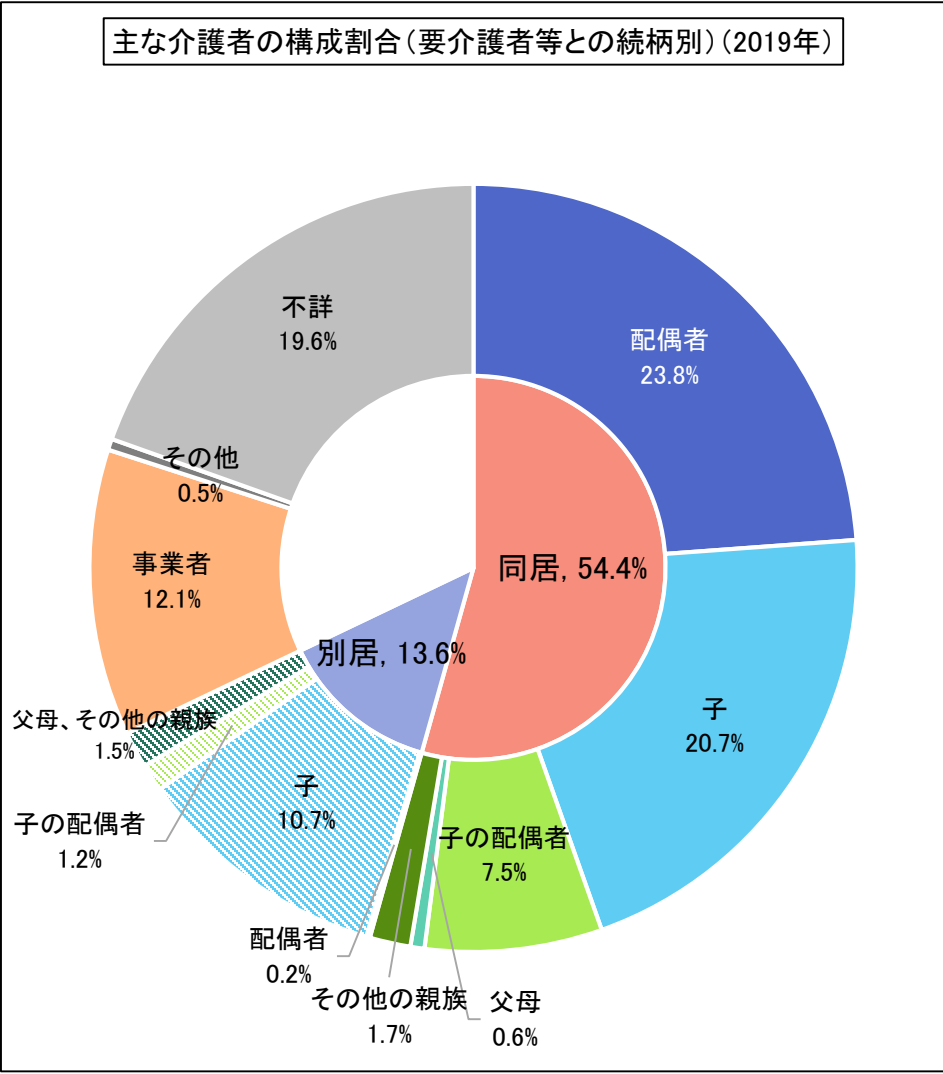
- 年齢階級が上がるにつれて、要介護（要支援）認定者に占める女性の割合が高くなる。



(備考) 1. 厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告」より内閣府男女共同参画局作成。  
2. 第1号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている者についてグラフ化。

# 主な介護者の状況（2019年）

- 主な介護者の要介護者等との続柄をみると、「同居の配偶者」が23.8%で最も多く、次いで「同居の子」が20.7%となっている。
- また、同居の主な介護者を男女別にみると、男性35.0%、女性65.0%と女性が多い。また、年齢階級別にみると、男女とも「60～69 歳」が最も多くなっている（男性28.5%、女性31.8%）。



（備考） 1. 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。  
2. 「要介護者等」とは、介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち在宅の者のことをいう。

# 生活全般の状況とコロナによる影響①

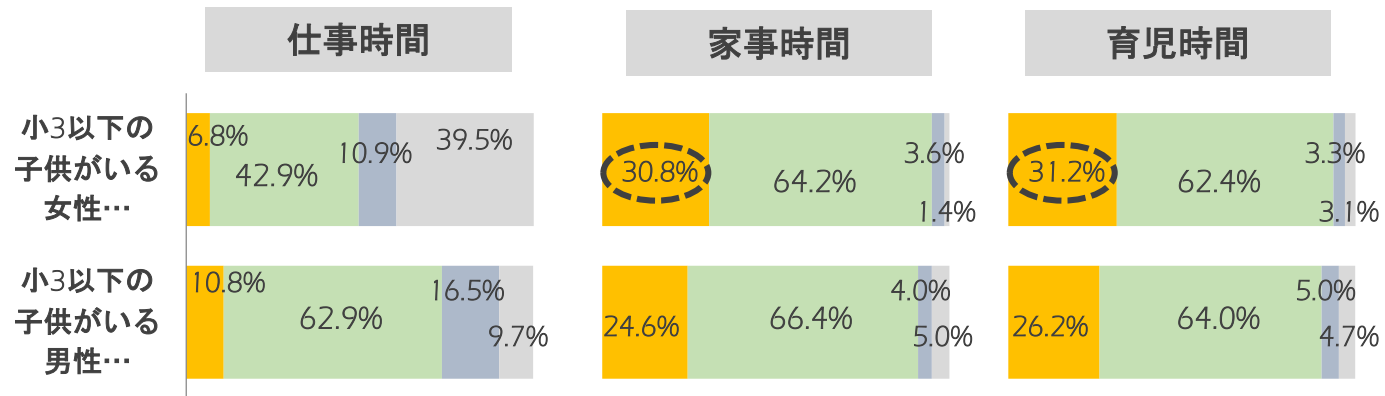
## 第一回緊急事態宣言中（2020年4-5月）の時間の使い方変化

（第一回緊急事態宣言前と比べての増減、「小3以下の子供がいる有配偶者」が対象）

小3以下の子供がいる家庭において、女性で「家事・育児時間」共に3割が「増えた」と実感=負担が大きかったと推測される。

家事・育児時間がもともと少ない男性も、「家事・育児時間が増えた」が25%前後だが、女性より5ポイント程度低い。

■ 増えた ■ 変わらない ■ 減った ■ もともとしていない・必要ない



（備考）内閣府「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 生活全般の状況とコロナによる影響②

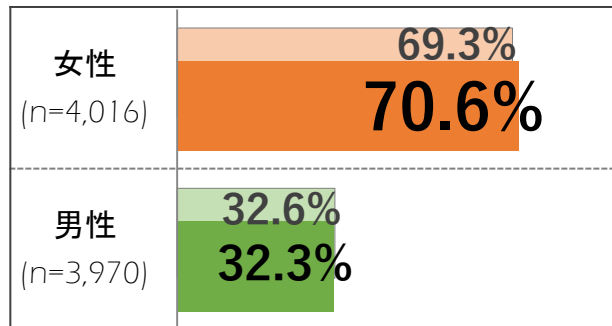
## 配偶者との家事・育児分担割合※（令和元年度調査結果と比較）

※全体を100%にしたときに、自分が何%ぐらい行っているかの割合（平均）

家事分担割合は「女性7割／男性3割」、育児分担割合は「女性7割／男性35%前後」と、令和元年度調査と同様の傾向。

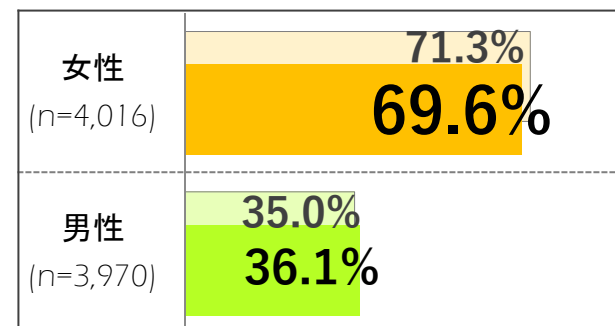
### 家事分担割合・・・有配偶者が対象

※薄い色が「令和元年度調査」、濃い色が「今年度調査」の結果



### 育児分担割合...小3以下の子供がいる有配偶者が対象

※薄い色が「令和元年度調査」、濃い色が「今年度調査」の結果



（備考）内閣府「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 生活全般の状況とコロナによる影響③

- ・1日の時間の使い方について、コロナ前と比較すると、男性の仕事時間が減少した分、育児時間が増加し、男性の育児参画が進んだように見える。
- ・ただし、女性の育児時間も同様に増加しており、また家事時間については変化が無いことから、女性が男性の2倍以上、家事・育児をしている傾向は、コロナ前後で変わらない。

I-特-66表 1日の時間の使い方

| 夫婦と子供から成る世帯<br>(有業者)(仕事のある1日) |    | 令和2(2020)年度<br>調査 | 令和元(2019)年度<br>調査 | 時間の増減 |
|-------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------|
| 仕事時間                          | 女性 | 6時間42分            | 7時間18分            | -36分  |
|                               | 男性 | 9時間09分            | 9時間34分            | -25分  |
| 家事時間                          | 女性 | 2時間29分            | 2時間31分            | -2分   |
|                               | 男性 | 0時間50分            | 0時間49分            | +1分   |
| 育児時間                          | 女性 | 2時間13分            | 1時間43分            | +30分  |
|                               | 男性 | 0時間55分            | 0時間31分            | +24分  |
| 介護時間                          | 女性 | 0時間49分            | 1時間02分            | -13分  |
|                               | 男性 | 0時間41分            | 1時間06分            | -25分  |

(備考)「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」  
(令和2年度内閣府委託調査)より作成。

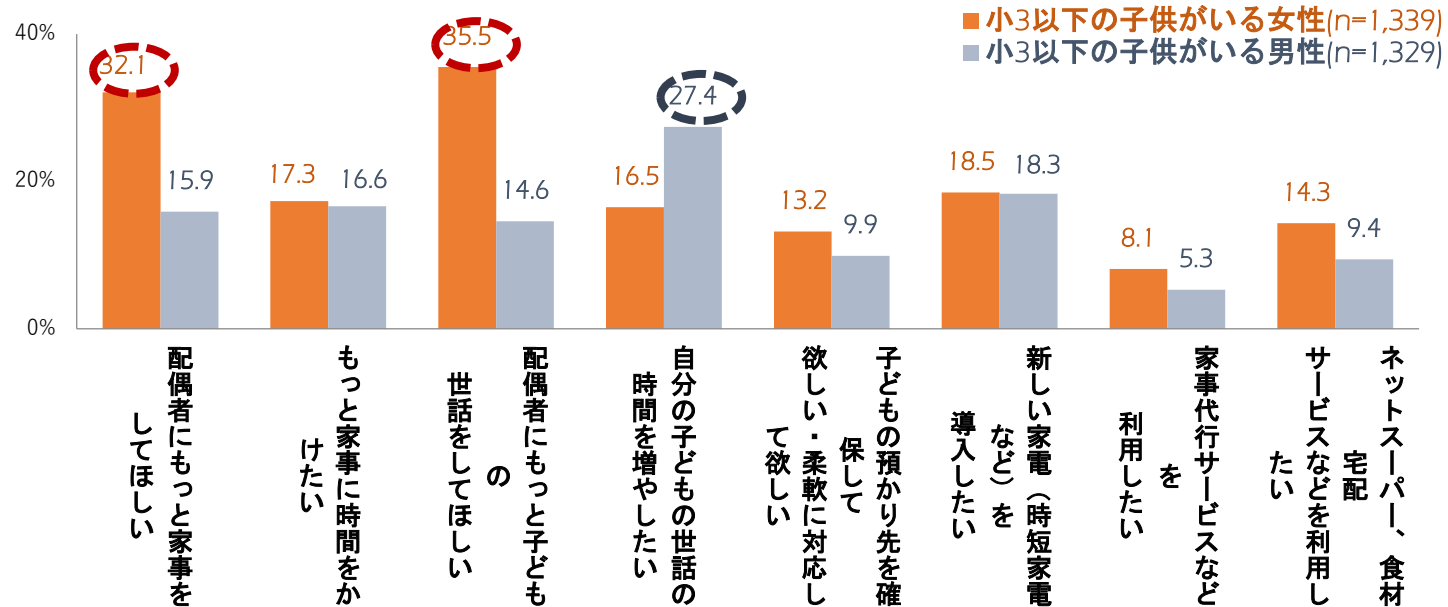
※ 令和2(2020)年度調査 ➡ 令和2(2020)年11~12月  
令和元(2019)年度調査 ➡ 令和元(2019)年12月

# 生活全般の状況とコロナによる影響④

## 今後の家事・育児ニーズ

「配偶者にもっと子供の世話・家事をしてほしい」は、女性が10ポイント以上高い。一方、男性で「子供の世話の時間を増やしたい」は女性より10ポイント以上高い。

### 第一回緊急事態宣言を経て、今後、家事・育児に望むこと

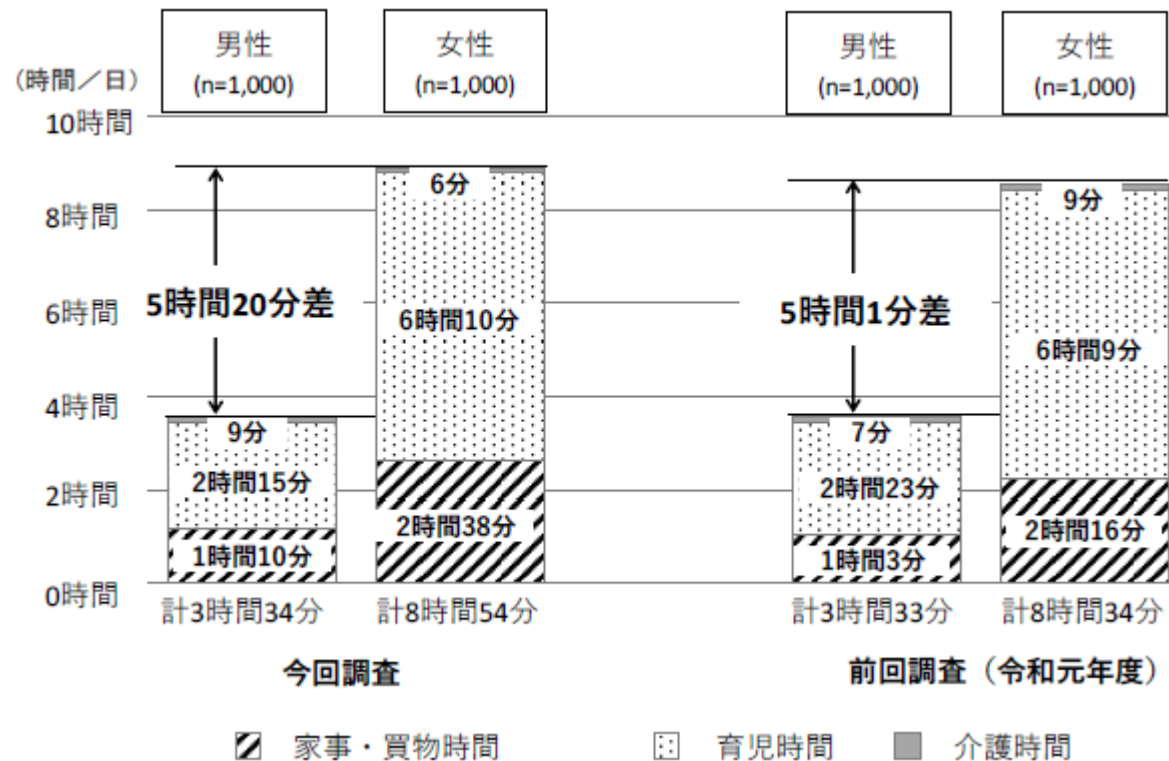


(備考) 内閣府「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」より内閣府男女共同参画局作成。

# 生活全般の状況とコロナによる影響⑤

- 東京都が令和3年度に実施した調査によると、令和元年度と比べて、子育て世代の家事・育児関連時間の男女差が拡大している。
- 子育て世代（未就学児を持つ男女）の家事・育児関連時間を週全体平均でみると、男性は3時間34分、女性は8時間54分で、男女差は5時間20分となっている。
- 令和元年度調査と比較すると、男性の家事・育児関連時間は1分増加、女性は20分増加し、週全体平均の男女差は19分拡大している（令和元年度調査の男女差は5時間1分）。

## 子育て世代の家事・育児関連時間（週全体平均）



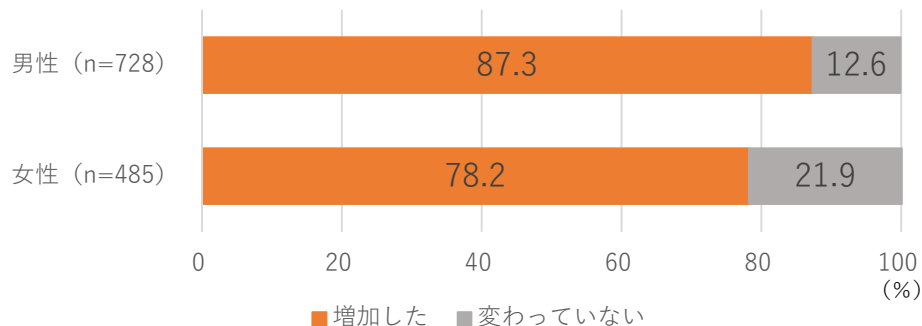
（備考）東京都「令和3年度男性の家事・育児参画状況実態調査報告書」より内閣府男女共同参画局作成。



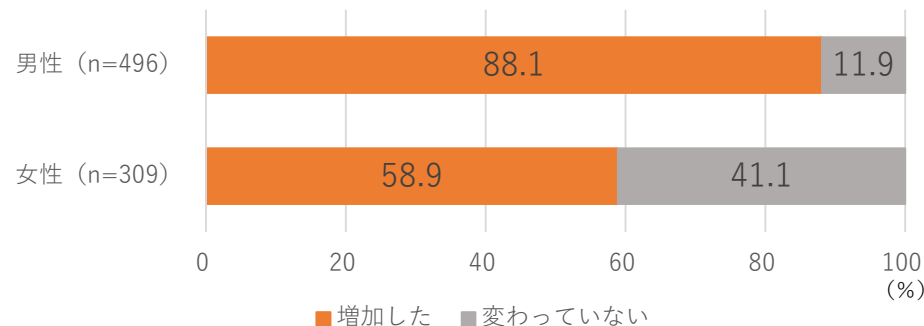
# 生活全般の状況とコロナによる影響⑥

- 東京都の令和3年度調査によると、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間が増加した人のうち、「家事時間が増加した」人は男性87.3%、女性78.2%、「育児時間が増加した」人は男性88.1%、女性58.9%となっている。
- また、「生活を重視するようになった」人(「当てはまる」+「やや当てはまる」)は男性71.3%、女性72.6%となっている。

## 平日の家事時間の変化

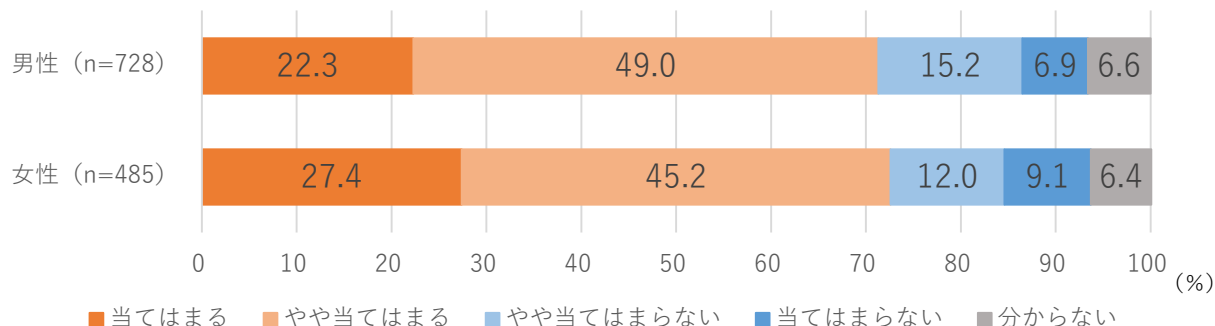


## 平日の育児時間の変化



## 生活に関する考え方の変化

生活を重視するようになった



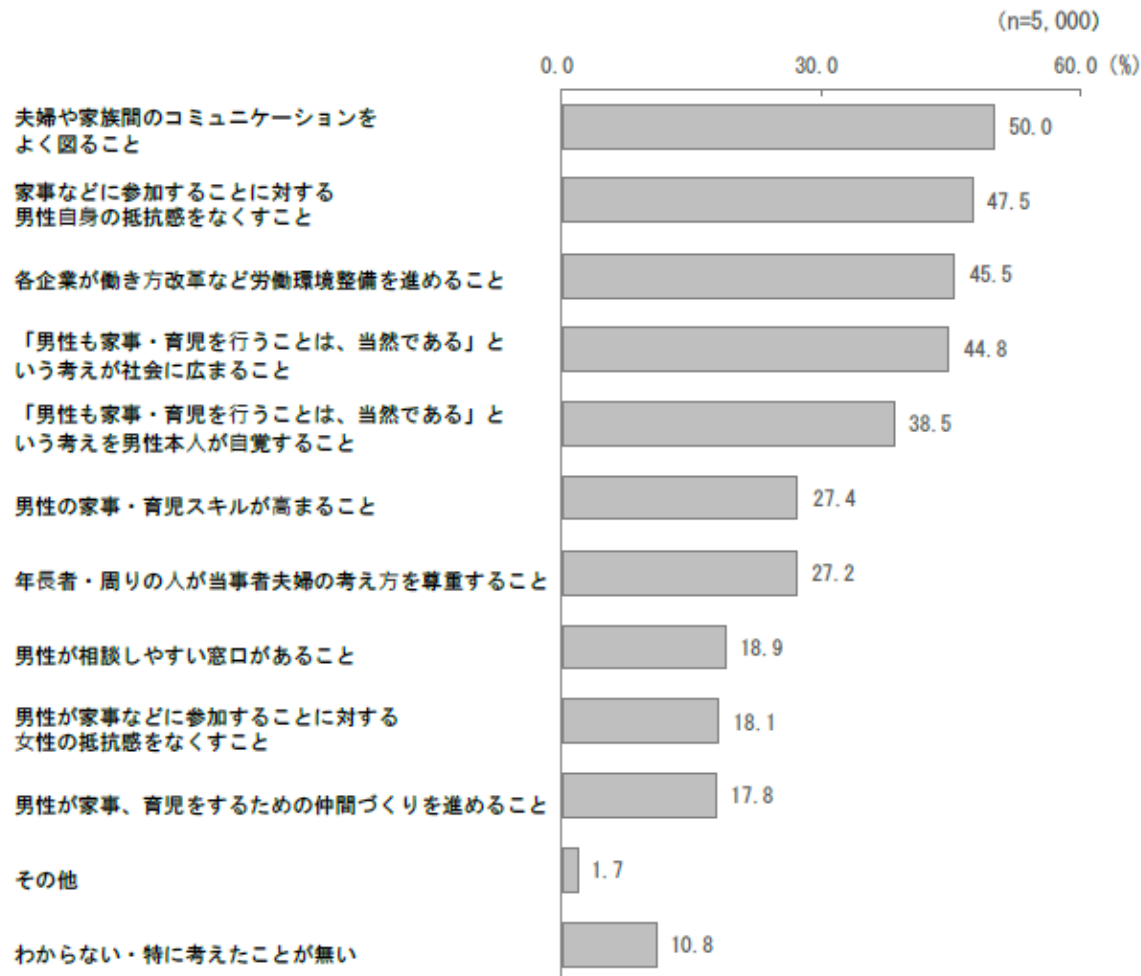
(備考)

- 東京都「令和3年度男性の家事・育児参画状況実態調査報告書」より内閣府男女共同参画局作成。
- 平日の家事時間の変化については、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間が増加したという者に、そのうち家事にける時間はどの程度変化したかを尋ねた。
- 平日の育児時間の変化については、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間が増加したという者のうち未就学児を持つ者に、そのうち育児にける時間はどの程度変化したかを尋ねた。
- 平日の家事時間及び育児時間の変化について、「増加した」は、「0～1時間程度増加した」「1～2時間程度増加した」「2～3時間程度増加した」「3～4時間程度増加した」「4時間以上増加した」の合計。
- 生活に関する考え方の変化については、平日の在宅時間のうち仕事以外に使える時間が増加したという者に、新型コロナウイルス感染症拡大以降の家事・育児など生活に関する考え方がそれぞれ当てはまるかどうかを尋ねた。

# 男性の家事・育児参画に向けて必要なこと

- 東京都の令和3年度調査によると、男性の家事・育児参画に向けて必要なことは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」が50.0%で最も割合が高く、次いで「家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(47.5%)、「各企業が働き方改革など労働環境整備を進めること」(45.5%)、「男性も家事・育児を行うことは当然である、という考え方が社会に広まること」(44.8%)の順となっている。

## 男性の家事・育児参画に向けて必要なこと



# 男性相談の窓口（都道府県別）

| 都道府県 | 名称                                                                                                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩手県  | 岩手県男女共同参画センター                                                                                                                                                                 |
| 宮城県  | 宮城県共同参画社会推進課みやぎ男女共同参画相談室、仙台市「男性のための電話相談」                                                                                                                                      |
| 山形県  | 山形県男女共同参画センター「チェリア」                                                                                                                                                           |
| 福島県  | 福島県男女共生センター                                                                                                                                                                   |
| 栃木県  | とちぎ男女共同参画センター「パルティ」                                                                                                                                                           |
| 群馬県  | 男女DV被害者相談電話、ぐんま男女共同参画センター「とらいあんぐるん相談室」                                                                                                                                        |
| 埼玉県  | 埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」、さいやま市子ども家庭総合センター「あいぱれっと」男女共同参画相談室                                                                                   |
| 千葉県  | 千葉県男女共同参画センター、千葉市男女共同参画センター、船橋市男女共同参画センター、松戸市男女共同参画センター「ゆうまつど」ゆうまつどころの相談                                                                                                      |
| 東京都  | 東京ウィメンズプラザ、新宿区立男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」（※女性の相談にも対応します）、スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)、世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」、江東区男性DV電話相談、くにたち男女平等参画ステーション「パラソル」（※相談者、相談員の性別指定なし）、昭島市男女共同参画センター(※女性相談員による相談) |
| 神奈川県 | 男性被害相談、DVに悩む男性のための相談、川崎市男女共同参画センター男性のための電話相談                                                                                                                                  |
| 新潟県  | 新潟県男女平等推進相談室、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」                                                                                                                                         |
| 富山県  | 男性相談員による男性のための電話相談、サンフォルテ男性相談（面談）                                                                                                                                             |
| 福井県  | 男性DV相談                                                                                                                                                                        |
| 山梨県  | 山梨県立男女共同参画推進センター「びゅあ富士」                                                                                                                                                       |
| 長野県  | 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」                                                                                                                                                          |
| 岐阜県  | 岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター                                                                                                                                                         |
| 静岡県  | 静岡県あざれあ男性相談、静岡市男性電話相談（メンズほっとライン静岡）、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターあいホール相談室                                                                                                             |
| 愛知県  | 愛知県男性DV被害者ホットライン、名古屋市男性相談、とよた男女共同参画センター「キラッ☆とよた」                                                                                                                              |
| 三重県  | 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」、四日市市男女共同参画センター「はもりあ四日市」、名張市男女共同参画センター「男性のための相談」                                                                                                         |
| 滋賀県  | 滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」                                                                                                                                                       |
| 京都府  | 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」、宇治市男女共同参画支援センター、向日市ふるさと創生推進部広聴協働課、長岡京市男女共同参画センター、京田辺市市民部人権啓発推進課                                                                                        |

# 男性相談の窓口（都道府県別）

| 都道府県 | 名称                                                                                                                                                                                      |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪府  | 大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」、大阪府立男女共同参画センター子育て活動支援館、堺市男女共同参画交流の広場、とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ、枚方市男女共生フロア・ウィル、茨木市男女共生センターローズW A M、寝屋川市立男女共同参画推進センター「ふらっと ねやがわ」、摂津市人権女性政策課、東大阪市立男女共同参画センター「イコラム」 |
| 兵庫県  | 兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」                                                                                                                                             |
| 奈良県  | 奈良県女性センター                                                                                                                                                                               |
| 和歌山県 | 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」                                                                                                                                                                    |
| 鳥取県  | 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」                                                                                                                                                                     |
| 岡山県  | 岡山県男女共同参画推進センター「ウィズセンター」                                                                                                                                                                |
| 広島県  | 広島市男女共同参画推進センター「ゆいぽーと」                                                                                                                                                                  |
| 徳島県  | ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）、徳島市男女共同参画センター（※女性相談員のみの対応）                                                                                                                                   |
| 愛媛県  | 愛媛県男女共同参画センター、松山市男女共同参画推進センター「コムズ」                                                                                                                                                      |
| 高知県  | こうち男女共同参画センター「ソーレ」                                                                                                                                                                      |
| 福岡県  | 男性DV被害者のための相談ホットライン、福岡県男女共同参画センター「あすばる」、北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」、福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」                                                                                                      |
| 佐賀県  | 佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」                                                                                                                                                                    |
| 長崎県  | 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」                                                                                                                                                                   |
| 大分県  | 大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」                                                                                                                                                                 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県男女共同参画センター、鹿児島市男女共同参画センター「サンエールかごしま」                                                                                                                                                |
| 沖縄県  | ているる相談室 男性相談                                                                                                                                                                            |

- 全国37の都道府県において男性相談の窓口(※)が置かれており、男性相談を行う男女共同参画センター等の総数は79。  
 (※) 男性相談員が、夫婦関係、職場・仕事上の人間関係、セクシュアリティなどについて、男性のための悩み相談に応じる。

(出典) 内閣府男女共同参画局「苦情処理ガイドブック」（令和4年3月）

# 5 次計画における成果目標（男性の家庭・地域社会における活躍関係）

## ■「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における成果目標

### <第2分野>

| 項目                             | 現状                                       | 成果目標(期限)          |
|--------------------------------|------------------------------------------|-------------------|
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合             | 男女計:5.1%<br>男性:7.7%<br>女性1.9%<br>(2020年) | 5.0%<br>(2025年)   |
| 年次有給休暇取得率                      | 56.6%<br>(2020年又は2019年会計年度)              | 70%<br>(2025年)    |
| 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 | 60.5%<br>(2020年)                         | 全ての企業<br>(2025年)  |
| テレワーク(注7)                      | —                                        | (注7)              |
| 民間企業における男性の育児休業取得率             | 12.65%<br>(2020年度)                       | 30%<br>(2025年)    |
| 次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注8)       | 3,697社<br>(2021年9月末)                     | 4,300社<br>(2025年) |

(注7) 具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。

(注8) 次世代認定マーク(くるみん)取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。

### <第9分野>

| 項目                                           | 現状                                | 成果目標(期限)                           |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 保育所待機児童数                                     | 12,439人<br>(2020年4月)              | 「新子育て安心プラン」<br>を踏まえ設定              |
| 放課後児童クラブの登録児童数                               | 約135万人<br>(2021年5月)               | 152万人<br>(2023年度末)                 |
| 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合 | 建替え等が行われる<br>団地の90.7%<br>(2020年度) | 建替え等が行われる<br>団地のおおむね9割<br>(2025年度) |

# 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

## 第2部 政策編

### I あらゆる分野における女性の参画拡大

## 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

### 1 ワーク・ライフ・バランス等の実現

#### （2）具体的な取組

#### ウ 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

- ① 育児等を理由とする男性に対する不利益取扱いや、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進する。【厚生労働省】
- ② 企業における男性社員の育児休業等取得促進のための事業主へのインセンティブ付与や、取得状況の情報開示（「見える化」）を推進する。【金融庁、厚生労働省】
- ③ 啓発活動や表彰、参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画や育児休業等取得に関する社会的な機運の醸成を図る。【内閣府、厚生労働省】
- ④ 公共交通機関、都市公園や公共性の高い建築物において、ベビーベッド付男性トイレ等の子育て世帯に優しいトイレの整備等を推進するほか、子供連れの乗客等への配慮等を求めることにより、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を行う。【国土交通省】
- ⑤ 男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親共に参加しやすい日時設定やオンラインでの開催など、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援する。【厚生労働省】
- ⑥ 関係省庁、民間企業・経済団体等と連携して、配偶者の出産直後の子育てを目的とした休暇取得の促進を図る理念に賛同する企業とも協力して、さんきゅうパパロゴマークを利用した広報啓発等を実施する。【内閣府】
- ⑦ 介護のために働けなくなることを防止するため、仕事と介護が両立できる職場環境が整備されるよう、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が仕事と介護の両立に関する制度等の知識を習得するための研修カリキュラムを策定するなど、家族を介護する労働者に介護休業制度等が広く周知されるよう取り組む。【厚生労働省】

## 第3分野 地域における男女共同参画の推進

### 3 地域活動における男女共同参画の推進

#### （1）施策の基本的方向

- 誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要である。  
（略）
- また、「自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感」について、「平等」と回答した者の割合は半数近くあるものの、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている<sup>5</sup>ことから、男女双方の意識改革を行う。

#### （2）具体的な取組

- ② 学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】

5 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）。



## Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

### 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

#### 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

##### （2）具体的な取組

#### ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備（抄）

- ① 子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。
  - ・ 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を推進するとともに、それに伴い必要となる保育人材の確保、子育て支援員の活用等を推進する。
  - ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。
  - ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
  - ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育サービス利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図る。
  - ・ 国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用者の負担軽減について措置を講ずることを検討する。
  - ・ 放課後等デイサービス等の通所支援や保育所等における障害のある子供の受入れを実施するとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、そうした子供を育てる保護者を社会的に支援する。



# 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

- ② 子供の事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。【消費者庁】
- ③ 子供の安全な通行を確保するため、子供が日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子供を見守るための対策等を推進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】
- ④ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトシティの形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国的高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進する。【国土交通省】
- ⑤ 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。【厚生労働省】
- ⑥ 医療・介護の連携の推進や、認知症施策の充実等により、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。【厚生労働省】
- ⑦ 男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、次世代育成支援対策推進法1の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。【厚生労働省】

## Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

### (2) 男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備

#### ○男性の育児休業取得等の推進

男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（出生時育児休業）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務付けること等を内容とする、先般成立した改正育児・介護休業法の円滑な施行を図り、男性が希望に応じて1か月以上の休業を取得できるようにするとともに、配偶者の出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、助成金による支援等を実施する。【内閣府、厚生労働省】

いわゆる「取るだけ育休」とならないよう、両親学級等、男性が育児に当事者意識を持つ機会を確保する。【厚生労働省】

また、男性が育児休業を取得することをきっかけとして、男性による育児・介護や家事への参画に対する機運の醸成を図るとともに、社会全体として次世代育成に取り組んでいく機運を加速する観点から、令和4年度に啓発活動を展開する。【内閣府】

#### ○子育て支援の充実

「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などによる、地域のニーズに応じた子育て支援を一層充実する。また、引き続き、延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

## ○仕事と子育て等の両立を阻害する慣行への対応

保育サービスの利用の事務手続や入園・入学の準備、日常的な対応（通園時の紙おむつへの記名や使用済み紙おむつの持ち帰り、日々の連絡帳への記入等）が、子育て世帯が仕事と子育てを両立するに当たり、負担になっている等の声がある。仕事と子育て・介護等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む身近な慣行等について、令和3年度中に事例の収集・分析を行い、令和3年度から令和4年度にかけて対応策を検討する。【内閣府】

## ○テレワークの推進

テレワークの定着に向けて、新たなK P Iを策定するとともに、「テレワーク・デイズ」等によるテレワークの呼びかけ、先進事例の収集及び表彰、セミナーの開催、専門家による相談等のほか、中小企業を支援する団体と連携した導入支援窓口である「テレワーク・サポートネットワーク」を全国的に整備する。また、令和2年度末に改定された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、テレワークを新規に導入する中小企業事業主への助成を実施する。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

## ○選択的週休3日制の導入

希望する就労者に、企業が一週間に3日の休日を付与する選択的週休3日制について、休日を大学院進学や地方兼業、子育て、介護、看護、治療、ボランティア活動等に活用できることが考えられるところであり、導入企業事例、効果や工夫点等の周知等により、多様な働き方の1つとして選択的週休3日制を導入しやすい環境整備を行う。【内閣官房、厚生労働省】